

沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会記録

< 第 3 号 >

平成23年第6回沖縄県議会（9月定例会）

平成23年10月11日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会記録〈第3号〉

---

開会の日時

年月日 平成23年10月11日 火曜日  
開 会 午前10時3分  
散 会 午後5時9分

---

場 所

第6委員会室

---

議 題

- 1 陳情平成20年第167号、同第193号、陳情第105号
- 2 新たな沖縄振興計画の策定及び那覇空港の整備促進並びにこれらに関する諸問題の調査及び対策の樹立（新たな計画・制度の創設について）
- 3 閉会中継続審査・調査について

---

出 席 委 員

委 員 長	当 銘 勝 雄 君
副 委 員 長	島 袋 大 君
委 員	照 屋 守 之 君
委 員	翁 長 政 俊 君
委 員	浦 崎 唯 昭 君
委 員	仲 村 未 央 さん
委 員	渡久地 修 君
委 員	糸 洲 朝 則 君
委 員	奥 平 一 夫 君
委 員	赤 嶺 昇 君

委員 上里直司君  
委員 山内末子さん

委員外議員 なし

---

### 欠席委員

なし

---

### 説明のため出席した者の職・氏名

企画部長 川上好久君  
参事 古波蔵健君  
交通政策課長 下地明和君

---

○当銘勝雄委員長 ただいまから、沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会を開会いたします。

陳情平成20年第167号外2件、本委員会付議事件「新たな沖縄振興計画の策定及び那覇空港の整備促進並びにこれらに関連する諸問題の調査及び対策の樹立」に係る「新たな計画・制度の創設について」及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、企画部長の出席を求めています。

まず初めに、陳情平成20年第167号外2件の審査を行います。

ただいまの陳情について、企画部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

川上好久企画部長。

○川上好久企画部長 沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会の陳情案件につきまして、お手元の資料1「陳情に対する説明資料」により、処理方針をご説明申し上げます。

表紙をめくって頂きまして、陳情説明資料の目次がございますが、継続の陳情が3件となっております。

それでは、1ページをお開き下さい。

陳情平成20年第167号「第二次返還特措法の制定に関する陳情」につきましては、経過・処理方針の下線で表示した箇所を追加しておりますので、読み上げてご説明いたします。

「これに対し、9月26日に開催された沖縄政策協議会沖縄振興部会において、内閣府からは、新たな法律の整備は検討するとされたものの、原状回復措置の徹底や給付金制度の見直しなど、県の要望が十分反映されたものとはなっていないと考えております。

県としましては、引き続き国と協議を重ねていくとともに、市町村、関係者、各政党とも意見交換を行いながら、県の要請した内容が新たな法律に確実に盛り込まれるよう、鋭意取り組んで参ります。」

その他の陳情につきましては、経過・処理方針等に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会、陳情案件につきまして、ご説明いたしました。

○当銘勝雄委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

上里直司委員。

○上里直司委員 陳情第167号についてお聞きします。この新しく追加された処理方針で、原状回復措置の徹底や給付金制度の見直しなど、県の要望が十分に反映されていないということですが、このきょう配付されました資料2に入っていないからこういった方針の内容になったのか、あるいはこれ以外でも政府から県の要望に対しての意見が出ているのでしょうか。

○川上好久企画部長 まずはこの資料2の6番目の駐留軍用地跡地の利用促進

の中で書いてあることをごらんいただきますと、まず県が求めている沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置法と沖縄振興特別措置法の第7章を一元化してほしいということについては、これは一元化して新たな法律の整備を検討するという事です。そしてその下のほうに国が果たすべき責務、相互連携も謳われています。斡旋の手続の明確化、④の協議、調整の仕組みについてもそれなりに評価をしてもいいと思います。③の大規模跡地及び特定跡地の制度等については枠組みの継続と言っています。それはどういったことかと言いますと、結局は給付金制度等々については従来の、ここはそこに係る部分ですが、従来のものが継続しているという読み方がされてしまう。少なくとも県が要望している次の法律の大きな項目としては、給付金の問題があります。もう一つは原状回復の徹底の仕組みをどうするかということです。そして跡地に係る事業主体の問題がこの中では明確にされていないということがあります。これについて沖縄政策協議会の中でも、知事のほうから甚だ遺憾であるという感想を申し上げたところです。それからあともう一つは、現に内閣府と事務的な調整をしておりますが、今の税制、一括交付金に比べると進捗が見えないということがあります。この二つがこういった陳情の表現になっているということです。

**○上里直司委員** では9月26日に知事が甚だ遺憾だとおっしゃって、県議会でも質問に対してそのようにお答えをしておりましたが、それに対して、内閣府からの返事、御意見はありましたか。

**○川上好久企画部長** その沖縄政策協議会の場ではこれに対して、個別のコメントはありませんでした。これに限らずそうでした。今また事務的な調整がこれからということで、県としての要望をできるだけ調整を続けていくことになるかと思えます。

**○上里直司委員** 我々も県の案を何としても法律化して、明文化させるというところで頑張っていますが、事務的調整がどこまで進んで、どこまでになっているのかが見えません。これは一括交付金の議論でも全く同様ですが、ひょっとしたら調整中ですよと言いながら、法律案が出てきた時点で県の要望が反映されてないとなったら困ります。我々のコミットもできません。そういう意味では、ぜひ事務方同士の調整をもう少し明るみにする時期だと思います。来年の通常国会に出すとしたらあと三ヶ月しかないのですから皆さんにお願いをしたいことは、内閣府にいついつまでに一時的な回答をいただきたいとか、そ

れを出して県民にもどこまで進んでいるのかわかるように、ここは難しいと政府が言っているところが明らかになっていく過程でないと、こちら側も押しづらい部分があります。ぜひ調整をしつつも、いついつまでにと期限を区切りながらお願いしたいと思いますが、企画部長いかがでしょうか。

**○川上好久企画部長** 今、委員が言われることも含めて、できるだけ前進するような方法を模索をしていきたいと思えます。それから、先ほど言い忘れましたが、9月26日の沖縄政策協議会でこの資料が出まして、その後に税制の要望の中で、これは県選出国會議員の与党の方の働きかけもあって、税制について5000万円の控除、これはまだ国として先行取得するとの明言はしていないものの、仕組みとして盛りこまれたということですので、つけ加えて報告させていただきます。

**○当銘勝雄委員長** ほかに質疑はありませんか。  
島袋大委員。

**○島袋大委員** もっと言われていることを、はっきりと言っていいと思えます。実際、内閣府としては政府からの指示がない限り動かないと思えます。沖縄県が訴えている中身は、盛りこむことは非常に厳しいと見ています。ですから、政府自体がどうするか、沖縄政策協議会でもこの議論が本当にされているのかというと、されていないと思えますが、いかがでしょうか。

**○川上好久企画部長** この資料が言ってみれば、現状の議論の進捗状況を示していると認識していいと思えます。

**○島袋大委員** 本当にこれは重要なことです。一般質問でもやりましたが、自民党案はほぼまとめており、出すと思っておりますが、この2つの案での選び方になってくると思えます。どれだけ政府側が沖縄県側の要求を聞くとか、我々自民党は野党だからあれこれ出すという見方もあるかと思えますが、これから沖縄県にとって重要な法案になりますので、そういったものを県議団にしても委員会を通じて与野党一致団結して、一括交付金も含めて同じような体制でとらないと非常に厳しい状況になったら、最悪な状況になると思っておりますが、いかがでしょうか。

**○川上好久企画部長** これはまさに委員のおっしゃるとおりです。この駐留軍

用地跡地法については、極めて政治的なプッシュがないと前に進みにくいという性格があります。ここにきてそのことがより重要な局面になってきていると思いますので、この部分については県議会の皆様方、市町村も含めて働きかけを強化する形でやっていきたいと思います。

○島袋大委員　まさしくそこが大事だと思っていますので、お互い頑張りたいと思います。

○当銘勝雄委員長　ほかに質疑はありませんか。  
山内末子委員。

○山内末子委員　この法案については、防衛省と内閣府とにまたがっているということですが、それぞれの感触をお聞かせください。

○川上好久企画部長　どの省がどのような感触ということを、まとめてお話できるほどのものではありませんが、この間の国会答弁等では斡旋窓口については内閣府のほうから必要性について答弁がありました。また外務省からも何らかの働きかけをしようという動きはございます。一方、給付金等については防衛副大臣が答弁している内容を見ますと、非常に難しいということでした。その1つは予算的な問題、もう一つは1000万円を超える金額についてはほとんど99%が1000万円以内であって、これをある程度それなりの理由が見あたらないという答弁がありました。

○山内末子委員　この問題は決して沖縄県側のわがままではないですし、これまでの法律の中では、例えば今までにあった恩納村の跡地利用計画もこの法律に基づいてやったがために、いろいろな弊害が出てきて大きな損害を沖縄県にもたらしているからこそ、新しい法律でしっかりと新しい未来をつくっていくためには、この法案しかないという説明をどこでどういった形でしているのかが見えにくいです。しっかりと今までの事例を説明しながら、これだと絶対に新しい跡地利用について全く今までと同様であればとにかく頓挫しているのが見えているということを説明していく場が必要だと思います。それをしっかりと防衛省、内閣府にも具体的な説明をしていくべきだと思いますが、これまでのスケジュールとこれからについてもお聞かせください。

○川上好久企画部長　県はこの1年半くらい県議会でも後押しいただいて、い

ろいろな御意見をいただきました。その中で県が要綱案をつくったらどうかという意見を踏まえまして、県としては4月に法律要綱案をつくって、これを持って6月には知事が要請をしております。もちろん事務的には、内閣府、防衛省に説明をして、そういった形で県の考え方を周知してきました。

**○山内末子委員** これからの手法にもよると思いますが、しっかりと周知作業ができていないと思います。きょうの新聞にも報道がありますが、東日本大震災の復興財源を確保する中で、沖縄県だけこのような状況でいいのかという幹部の声があります。そうすると沖縄県のこれまでの66年間はどうか、今に限った東日本大震災のことではなくて、沖縄県の66年間はどうかということも含めて説得が足りないと思います。政治的な方々を利用して、その辺をしっかりと連携をとってやっていただきたいと思いますが、次のスケジュール的なものもお聞かせください。

**○川上好久企画部長** スケジュールについては次の通常国会に上げる予定です。そういう意味ではこの10月から12月が1つ大きな山になると見えています。県の考え方は法律要綱案という形でしっかりと出していますので、これに対してどのようなことを言っているのかについては先ほど申し上げましたとおり、予算上の問題が答弁されています。また東日本大震災の話ではありますが、それは性格が違うものであるということを我々も説明をさせていただいております。それについてはぜひ県議会の方々、県選出国會議員の方々も含めて議論をしっかりと提起していただけるように、支援をお願いしたいと思います。

**○山内末子委員** ぜひこれからあと2カ月足らずですので、しっかりと連携を組んで、ぜひ強く出ていただいて、沖縄県の声をしっかり反映させてください。

**○当銘勝雄委員長** ほかに質疑はありませんか。  
翁長政俊委員。

**○翁長政俊委員** 今の関連ですが、事務方での協議のあり方ですがこれはどこで話をしていますか。

**○川上好久企画部長** これは内閣府に担当参事官がいます。また防衛省から出向されている方々を通して調整をしております。



○翁長政俊委員 私は官僚の体質までは把握はしていませんが、ただ省庁間でそれぞれ異なる意見がある場合、ややもするとなかなか協議が進まなくて問題の先送りがこれまでも頻発していたという認識を私は持っています。防衛省と内閣府の認識の違い、ずれがある意味ではこの問題をおくらせている原因の1つになっているのではないですか。また、沖縄県側が沖縄県案を出したけれども、この問題については理論的にもしっかりとしたものを持って、自信を持って交渉のテーブルについているかとなるとやや皆さん方が及び腰ではないかと思えます。ですから問題が前に進みません。そういった認識をもしかしたら官僚が受け取る感覚としてとらえていないかという危惧があります。ですからほかのものについては、そこそこ議論が進んでいて、例の沖縄振興の方向性の問題でいろいろとありましたが、しかしこの跡地利用計画については遅々として平場の議論が進まない、平場の議論が進まないからそれは当然政治判断はできません。この部分をしっかりと詰めていくという作業が必要で、せめて内閣府と防衛省と沖縄県と一緒に座るテーブル、協議会みたいなものがないと、この問題は前に進まないと思えます。こういった要求をされたことはありますか。

○川上好久企画部長 今委員の叱咤激励については重々に受けとめて、邁進してまいりたいと思えます。これまで県としては案をつくって、要綱案までつくって必要性についてこれまで内閣府、防衛省のそれぞれの担当職員とやり取りをしています。この中で当然、予算や通常の区域整理事業などについての話がでます。これについては沖縄県の歴史的経緯について説明をして、これまでの事例、恩納村の件や那覇市の新都心では19年もかかった話をして、ここまできています。ただどうもなかなかハードルが高いです。これはほかの振興計画とは違うものがあるのかと思えます。その部分をもう少し切り出して、まさに政治的に支援をしてもらえそうな仕組みを工夫していきたいと思えます。

○翁長政俊委員 今、企画部長がハードルが高いとおっしゃいましたが、このハードルの部分ですがこれは何がハードルを高くしていると思えますか。

○川上好久企画部長 これは幾つかの要素があると思えます。1つは、県が要望している内容、渡す前に原状回復をしっかりとやって完璧な形で返してほしい、これは当たり前だろうという話をしてしています。ところがこれを具体的にやるとなると、地位協定の問題だとか、これまでも県は随分言ってきたがなかな

か動かない部分があります。もう一つは給付金です。先日の本会議でも質問がありました。普天間基地だけで66億円、那覇市新都市は19年かかりました。普天間基地は那覇市新都市の約2倍あります。では給付金を20年間払うという抵抗感があります。こういった実務的問題と、もう一つは法律そのものが沖縄県としては昭和50年代から何度も要請をしながら、平成7年ようやく議員立法でできたということがハードルが高い要素であると考えています。そういう意味では、ここはそうは言いながらも、中南部地域の中でやはり開発のポテンシャルは非常に大きいものがあるので、県としてはしっかりと国に支援してもらえらるようなスキームをつくってもらうように努力が必要だと思います。

**○翁長政俊委員** 今企画部長がおっしゃったハードルの部分は、ひとえに沖縄県がきちんとして説明責任を果たして、霞ヶ関でも理解を得るための最大限の努力をしていく。事務方にこれをきちんとして理解してもらわないと、上に行かないシステムです。できない理由を積み重ねている人の中に、できるという理論をきちんと構築させて、上に上げていくということやらないと先ほどから意見があるように今年度末の概算要求の決定を含めて立法化するまでには、一発勝負ではいけないと思います。何回かの段階に分けて、きちんとして出来るという形をつくっていかないと、ふたをあけたら全敗だったとなると話になりません。ですから最低限、内内示をもらえるような作業の進め方。概算要求の内示が出たらこれで終わってしまうので、その前の段階で内内示がもらえてこういった形になっていくだろうというものを、つかめるように県が模索していかないと、結局内閣府と防衛省に丸投げして、お願いベースでやってうまくいかなかったからだめでしたので、もとのもくあみで県の全敗になります。最低その部分は避けないといけないので、5000万円の控除も大きいですが、これ1本くらいで、要するにことをおさめるとなると話になりませんので、県が要求している骨格の部分はしっかりととっていくという形での交渉の進め方は、相手があることだから難しいと思いますが、本腰を入れてこれから年末に向けて頑張っていくと、私はこれは大変厳しいという認識を持っていますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

**○川上好久企画部長** 今委員のおっしゃるとおりだと思います。できるだけ交渉のやり方、調整のやり方も一発勝負にならないように、考えていることを示してもらって県としても提案ができるような密度の濃い調整ができるようにしたいと思います。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 この件については県は早々と要綱案をまとめて、具体的な要求をしてきたと思います。しかし相手が受け取っているのかが、私たちはよく見えません。7月末に我々は沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会として内閣府等沖縄振興にかかわるところと意見交換等をしたときに、所管すら明確にしていまません。責任を持って県の要綱を受け取っている窓口はどこですかと聞きましたが、結局は所管すらどこが担当だと明言されませんが、どこですか。

○川上好久企画部長 内閣府に防衛省、いま総務省からも送られていますかね、そういう方々が駐留軍用地跡地法について県と事務調整をしております。

○仲村未央委員 その共通認識がどこまであるのかわかりませんが、平場での彼らの反応を見ていると、県が要綱案をつくったこと自体もよく思っていない感じがしました。県が要綱案をつくって何になるのか、法律をつくるのは国会です、それを案として出すのは我々で、県が要綱案をつくるのであれば我々は必要ないし、これから税制改正等含めて年末にかけての調整がすべて終わってから法案は法制局と掛け合って調整するもので、こんなに早々と県が案を出したところで意味はないという言い方をしていました。これについて非常に私は憤りを持ちました。この要綱案は沖縄県がきのう、きょう考えたものではなくて、これまでの県軍用地転用促進・基地問題協議会や関係市町村、地主などの思いを汲んだ案であると私は思っているのです、よくもここまで基地の提供をし続け、このような言葉にするという呆れと憤りを感じました。そういったところが私の感触ですが、実際に交渉している皆さんの肌感覚はどうでしょうか。

○川上好久企画部長 新しいことをやるということについては、委員が言われるような御意見を持たれるかたもおられると思いますが、そこはいろいろな工夫をしていきたいと思えます。まず1番には県の考え方をづくり、しっかりと説明していくこと、またこれは県民全体の意思であることを示していくことが必要だと思えます。

○仲村未央委員 国の関わり方の表現ですが、基地の提供は国の責務である。それに対していざ返還の作業にあたって、現状回復、その後の跡地利用、今まで使わせてもらったものを県民にきちんと返していく責任、これを皆さんは国

の責務であるという表現をしています。皆さんが出した要綱案の趣旨とする国の責務については、共通認識はありますか。

○川上好久企画部長 これについては国の沖縄振興審議会の最終とりまとめの中には国の責務という言葉があります。また今回の基本方針の中でもそういったニュアンスの表現が入っています。これを法律的に、具体的にどういったことなのかというところまでもっていかについて、今後重要になってくると思います。

○仲村未央委員 先ほど冒頭に窓口の話もしましたが、皆さんが出している要綱案について逐条にそってそういった協議をしたことはありますか。

○川上好久企画部長 これは4月に要綱案をつくりまして、事務的には早速やり取りをしています。必ずしも全面的に受け取られているものではありませんが、説明はしてきています。

○仲村未央委員 先ほど島袋委員からありましたが、自民党案が出されているようですが、この自民党案の中身について県が出している案と違いがあるかということについてお聞かせください。

○川上好久企画部長 これは自民党の党本部で検討されているものですが、こちらでコメントしづらい部分があります。おおむね県の要綱案を全面的に受けとめた内容になっていると理解しております。

○仲村未央委員 あまり相違点はありますか。

○川上好久企画部長 県が要望している内容については、ほとんど受けとめて入っていると理解しております。

○仲村未央委員 ぜひ国の責務という表現そのものも抵抗がある、それに抵抗することもおかしいと思いますし、それに議論が見えないことと、ハードルが高いということですので頑張ってください。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありますか。  
照屋守之委員。

○照屋守之委員 今の話の関連ですが、要するに政府も含めて余り積極性が見られません。あわよくば現行のほうで法律をつくって振興をやる、基地関係も今までどおりの延長でやるという考えだと思います。ですから我々沖縄県はこういったことが必要としているが、政府側はそういった必要性を余り持っていないように感じます。

○川上好久企画部長 県が出している駐留軍用地跡地法、一元化してこういったものをつくってほしいということは、基本方針の中で法律はつくるという方向を打ち出しているから、県が求める形で充実ができるように説明をして要望をしていきたいと思っています。

○照屋守之委員 はっきりしていることはそうだと思います。これまで40年間やってきた部分があって、新たな沖縄振興もそうですが政府側は余り積極的に取り組む様子がありません。国民世論もそうですし、政治家も同様です。ですから今の名護市辺野古も問題も含めて、いろいろな基地の問題、日米同盟の問題もあってやらざるを得ない状況になっています。そして民主党政権ですが、政権交代してこれだけ短期間に内閣総理大臣も何度もかわり、民主党の役員もその都度かわっていきます。政治主導でやりますと言っている人たちが、素人の人が政権をとって、政権を運営をするありようも体をなしていません。ですから、こういったものを官僚同士でやろうとしても話になりません。ですからこれは政権がしっかりとこうやろうと指示を出して、理屈は官僚がつけてやるべきだけでもできていません。ですからなぜ、自民党が県の案を基にしてそういった案をつくったかと言いますと、自民党はこれまでずっとやってきているからです。これまでのマイナス面も含めて県が新しく要望しているものも含めて案があるわけです。ですからそれを基に政府と調整して、新たな法律をつくってもらうしかないと思いますが、いかがでしょうか。

○川上好久企画部長 自民党案もいい形でできていると見ています。またそれぞれの政党も案までに至らないまでも、考え方について賛同して支援をしていただいていると思います。その辺についてももう少しもり上げていただき県も中身について説明をしていきたいと思っています。

○照屋守之委員 今、沖縄県は厳しい状況だと思います。これまでやってきたものについて、今度は沖縄21世紀ビジョンをつくって沖縄独自の考えでやって

ほしいとお願いをしています。これまでは官僚は自分たちの考えでやってきたのに、今度はなぜあなた方がつくったものなのかということです、軍転法についても同じです。沖縄県側の考えを出してほしいと言うから沖縄県として考えを示したけども、官僚はみずからがつくったものではないので気に入らないということです。そうすると沖縄県側はどうしたらいいのかとなります。それをカバーするのが政治です。しかし民主党はそれはできません。政治主導と言いながら、このようなやり方をして結果的には官僚主導の最たるものです。政治はあてにならないから、私たちがやらなくてはならないと官僚主導になっています。官僚はあまりやる気が感じられない、政治はあてにならないとなるといつまでも進みません。ですからもう一度政治主導に戻すためには、自民党をもっと刺激して、民主党の前原さんも刺激して、政治主導で新たな仕組みをつくってほしいと戻していかないといけないと思います。それについては積極的に取り組んだほうがいいと思います。

○川上好久企画部長 まさに委員のおっしゃるとおりで、事務的には中身を説明をしていくことと、もう1つは沖縄が持つほかの事業とは違うことを政治的な環境づくりも重要なポイントになると思いますので、県議会、市町村等関係者と一致をして要請を強化していきたいと思います。

○照屋守之委員 たたき台はあるので、それに対して民主党の考え方、あるいは社民党、共産党、公明党、国民新党も含めていろいろと意見を聞くといいと思います。それをたたいて新たな政府案として出せるようなやり方しかありません。頑張ってください。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。  
渡久地修委員。

○渡久地修委員 陳情第167号と陳情第105号についてお聞きします。これまでの返還された軍用地で、那覇市金城、新都心ですが、先ほど19年から20年かかったと言っていました。地主や当該市町村は不利益があります。その辺についてきちんと整理して大きな損害、基地にとられて苦しめられて、返還されてからも被害をこうむっていることをまとめる必要があると思います。地主と当該市町村の苦しみをどのようにまとめていますか。

○川上好久企画部長 新都心だけではなくて、これまで返された基地跡地の整

備において問題が出ました。返還後に不発弾や環境汚染物質が出たこともあり、またその費用を地主が区画整理事業の中で負担をせざるを得ないとか、広大であるがゆえに跡利用が長引いてその間の収益がないということがありました。そういったことを今回の新しい法律の要綱案にまとめてきました。

**○渡久地修委員** 那覇市についてはとにかく返還も細切れで、全然利用ができなくて地主は不利益をこうむったことがあります。ですから改めて今までに返還されたところの地主、関係者に聞き取りをして我々が要求するのは、こういった過去の事例があるからだということをもっと明らかにしてほしいと思います。先ほどから政治的な解決と言いますが、もちろんこれも大事だと思います。しかし、こういった事例の聞き取りをして、全県民的に明らかにしてほしいと思います。事務レベルでやっても解決しません。例えば、普天間基地が返還されると普天間の地主だけの問題にしてはいけません。沖縄県全体の問題として返還跡地について考えるべきなので、過去の事例でいかに地方自治体が損害をこうむっていたか、地主が苦しめられてきたかについてまとめて、全県民的に明らかにして、これは全県民の問題であるとしていかないと解決しないと思いますが、いかがでしょうか。

**○川上好久企画部長** この要綱案をつくるまで県はいろいろな作業をしてきました。特に委員のおっしゃる普天間基地跡地の開発の問題は単に地主の問題ではなく、まさに県土構造の再編にもつながるという位置づけでやってきております。また、基地がもたらす経済的な効果についても委託調査をやったりと整理をしています。そういった作業をしてきたと理解しております。

**○渡久地修委員** 今の法律が延長される、あるいは県の案が通ったらどうなるということを明らかにしてほしいと思います。先ほど企画部長が県の利用できるまでの案を通したら国は20年給付金払うことになり財源がないので、国のハードルが高いと言っていました。普天間基地が何年、例えば返還された日から事業が始まる、あるいは終わるまでの期間はどれくらいになりますか。

**○川上好久企画部長** 委員が先ほどおっしゃった20年ということは、新都心が19年間かかったということで申し上げました。県としては1日も早く跡利用ができるような仕組みをつくりたいということで今回要望を出しています。国が20年間払うことが大変だと言っているわけではなくて、例えばの話を申し上げただけです。県が求めているのは地代相当のものを収益が上がるまでというこ

とで要望しております。新都心のようにになると19年や20年ぐらいかかるということを申し上げました。県としては1日も早く跡利用できるようにと取り組んでいます。普天間基地の広域跡地利用についての基本計画を関係市町村と協議をして進めていますし、また進めるために事前立ち入り調査や現状回復の徹底の話、地主が安心できるような給付金の話のを要綱案の中に組み込んで出しています。なるべく19年も20年もかからないようにやりたいということです。

**○渡久地修委員** これまでに返還されたところ新都心や那覇市金城を見ても、すごく時間もかかって困難です。実際今の状態で返還されたとしたら跡利用はどれくらいを想定していますか。

**○川上好久企画部長** 今面積を比較して何年ということにはわかにはできないと思います。新都心が返還された時代と今県が取り組もうとしている仕組みとは違いがありますし、できるだけ短縮できるようにやっていきたいと思っています。

**○渡久地修委員** 短縮とは何年ですか。

**○川上好久企画部長** 何年ということは何とも申し上げにくいですが、新都心は19年かかっていますし、最近では北谷町桑江が10年かかっていますので、できるだけ短縮できるように努力していきたいと思っています。

**○渡久地修委員** 跡利用計画ですが、それぞれ大規模国定公園にするなどいろいろと進めていますがこの進捗状況、計画の策定状況はどのようになっていますか。

**○古波蔵健企画部参事** 普天間飛行場の跡地利用計画については沖縄振興計画の中に規模、位置の特殊性や重要性ということで国、県、宜野湾市が連携して跡地利用計画の策定に取り組むということがあります。平成13年から随時計画を詰めてきました。結果的に平成18年に普天間飛行場跡地利用基本方針が県知事、宜野湾市長決裁で定まっています。その後も調査を進めていまして、昨年度は跡地利用基本方針、跡地利用基本計画の中間とりまとめ案ということで策定しまして、その中に普天間公園や中部縦貫道路、宜野湾横断道路など基本的な根幹的な公共施設の概略的な配置図を入れています。今後数年かけて案を取り除いた形の中間とりまとめによって、最終的な跡地利用計画につなげていくということです。



○渡久地修委員 最終的な跡利用計画はいつ頃できますか。

○古波蔵健企画部参事 最終的な跡地利用計画は今のところ不確定要因が多くて、現実的に基地に立ち入りして完全な調査、環境の調査ができない、また実際に中部縦貫道路や大きな幹線道路、あるいは普天間公園、大規模公園について、施工者がだれになるのかという事業主体の問題もあります。中間取りまとめは二、三年後にはつくりたいと思いますが、最終的なものがいつになるかについてはお答えできる状況にはありません。

○渡久地修委員 この陳情にある大規模な国営公園の国の買い上げについて、県は要請していますがこれに対する国の対応はどうなっていますか。

○川上好久企画部長 このところは国として明確な方向は出していません。

○渡久地修委員 この跡利用計画とこの法律の問題は密接に関連があると思います。これまでのような例えば新都心のような長引いていくような、とにかく困難ですから、地主や関係者の合意をきちんと得た計画をスピードを上げてやっていくべきだと思います。そうでないとまた返還されても不利益をこうむることになると思います。今皆さんが想定していることは、返還されるそれは地主にすべて土地が返される、そこから整備が始まるという手法ですか。

○川上好久企画部長 そのとおりです。

○渡久地修委員 その整備の手法ですが、1つの手法として検討に値するかどうかと思いますが、例えば今回の東日本大震災で被害にあった田んぼなどに対して共産党は国が一たん買い上げて整備して、もとの地主は買い戻す権利を持つと、そしてまた農業をやる方は国からその土地を買い戻すと、農業をやらない方はそのまま離農するという方法をやるべきだと言っています。例えばこの返還の問題で普天間基地がありますが、皆さんの計画では半分国が公園として買って、残りについても地主も含めて計画していきます。計画した土地は全部地主に一たん返してやると、また境界確定や同意などと時間がかかります。それを国が一括して一たん買い上げて、そしてそこに住みたい方は土地を買い戻す権利で整理して買い戻す、あるいは買い戻さない方はそのままにするという手法でやると、現行の面積は確定しているわけですから整備は早く進むと思いますが、

こういった手法も1つの方法かと思います。一たん国が買い上げて、必要な方には買い戻してもらおうというやり方でやると整備は早く進むと思いますが、そういった案はどうでしょうか。

**○川上好久企画部長** 東日本大震災のようなこれまでにないような災害がある場所ではそういった方法もあって、そのことも手法として参考にすべきものもあるかと思います。今の普天間基地の状況は御承知のとおり、非常に公有地が少なく、私有地ばかりです。実際に開発を進めていくときにその部分がネックになるということがあって、この要綱案の中にも公共用地の先行取得を仕組みとして入れていただいて、それを後々県のほうで無償または低利な価格でもって譲渡してもらおうことを要望しています。それから、480ヘクタールの普天間基地の中で100ヘクタール程度の国営公園も合わせてやってほしいということで要望しております。今、委員がおっしゃるような手法も1つの事例としながら今後の参考にさせていただきたいと思います。

**○渡久地修委員** 東日本大震災の件については提案はしていますが、実現はしていません。ただ事例として出しました。とにかく普天間基地の場合も先行用地取得のところは国が買って公共的に使うので問題はありません。問題は残った部分です。私有地に係るものも一たん買い上げて、再開発した後でもし減歩が必要であれば減歩した上で買い戻してもらおう手法であれば、ややこしい地積確定や測量等のなくなってきます。もちろん地主の同意は必要ですし、いろいろなハードルはあると思いますが、1つの手法として今後検討に値するのではないかと思います。

**○川上好久企画部長** 換地の手法も新しい事業手法ということで国に要望しています。今委員が言われるやり方も含めて今後研究をしていきたいと思っています。

**○渡久地修委員** 普天間基地の跡利用計画をもっとスピードを上げて、県民にこんな町ができるということをわかるように、早目にやっていただきたいと思っています。

**○当銘勝雄委員長** ほかに質疑はありませんか。  
糸洲朝則委員。

**○糸洲朝則委員** 企画部長の今までの質疑応答を聞いていて、ハードルが高い

とか先が見えないとか悲観的にならざるを得ない雰囲気を感じています。この陳情第167号にあるように現行の返還特措法は沖縄県出身の国会議員の議員立法として制定された経緯を踏まえというようにやはり第二次返還特措法の制定に向けての危惧、心配されて陳情が出されたと思います。したがって、この現行の特措法ができる背景、なぜ沖縄県出身の国会議員の皆さん方の議員立法にならざるを得なかったのかということについて、もう一度精査をしてそれほど厳しいという思いからスタートをするべきだったのではないかと思います、その辺の経緯等について皆さんが抱いている思いと、そうならざるを得なかったということを示していただければ、そこから1つの答えが見いだせればと思います、いかがでしょうか。

**○川上好久企画部長** 今委員が質問されていることは、平成7年の軍転特措法の成り立ちのことだったと思います。これについて我々のほうでも調べてみました。平成6年6月に4回目の議員提案として法案が国会と提出されて、その際に与野党共同で提案されていくわけですが、翌年の自社さ政権の中で成立をしていきました。ある意味では、やはりそれが県として昭和50年代から軍転特措法の法律制定について要望があったわけですが、なかなか日の目を見なかった状況があったのかと思います。そういったことを踏まえながら今回の新しい法律案の要請をやっているということなんです。

**○糸洲朝則委員** 皆さん方がこれまで事務方で接衝してきてなかなか、県の意向が十分に理解されないような感じがするわけです。得てしてこういった沖縄県独自の法律を制定するわけですから、沖縄県が一番知っている、県出身や政党の力は重要視されるべきで、そうでないといけないという認識を持っております。したがって今回の新たな法律を制定していく上においては、やはり政府は責任を担わなくてはならないですが、そこを強力に推進していく、先ほどから自民党や民主党の話がありますが、各政党がそれぞれに、私たちが沖縄21世紀委員会で取り組みをしておりますが、そういったところからのアプローチ、取り組みがやはり求められていくと思います。この辺を明確に、県出身選出の国会議員はもとより各政党へきちんとした要請をしていく。当然いろいろとやっているとありますが、その辺についての取り組みはどうでしょうか。

**○川上好久企画部長** これは既に各政党、関係省庁にも要綱案を持って説明をしておりますが、これからさらにここまで若干積み上がってきたものもありますし、それも踏まえて県が出している要綱案が達成できるように頑張っていく

たいと思います。

**○糸洲朝則委員** この陳情にもあるように超党派で第二次返還特措法の制定の必要性を決議し、県選出の国会議員等をとおして云々とありますが、この委員会の議論を通してわかるようにこれは超党派で県議会一体となってやるべきことだと思います。同時に知事を先頭にした取り組みが本当に切羽詰まった今の時期になって要請行動また各政党や県選出の国会議員に頑張ってもらおうというこの連携した取り組みをするべきだと感じております。当然、委員長を中心に沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会でも議論することになるとは思います、率直に企画部長の今後の取り組みについて伺いたいと思います。

**○川上好久企画部長** これは先ほど何名かの委員からの提案があったような形、調整の結果が見えるような形でやりながら市町村関係者、各政党とも意見交換をしながら今後数カ月取り組んでいきたいと思っております。

**○糸洲朝則委員** 今言われましたように、知事、県議会、関係市町村、地主といろいろと関係者がいますので、県民世論的にこれを推進していくというくらいの取り組みをしていかななくてはならないと思いますので、その方向で頑張りたいと思います。

**○当銘勝雄委員長** ほかに質疑はありませんか。  
奥平一夫委員。

**○奥平一夫委員** もう一度お聞きしますが、今回の新たな制度要求、いわゆる新計画にかかわる政府との交渉においてこういった姿勢で臨んでいますか。

**○川上好久企画部長** 一昨年になりますが、県民各会階層そして県民と一緒につくった沖縄21世紀ビジョンを実現するための手立てとしての制度や計画をしっかりとつくっていくということになるかと思えます。

**○奥平一夫委員** 今回の新たな振興計画、新たな制度をつくっていくことについては、これまでの40年間の沖縄振興計画ではなくて文字通り沖縄県が作り出して、枠組みをかえてまでやろうという意気込みを政府に示すべきだと思います。そういう意味で、さまざまな制度や問題を政府と交渉する際は並々ならぬ決意と周到な準備が必要だと思います。これまでの報道等を見ますと、意気

込みというよりも県の要望していることがなかなかうまく伝わっていないのではないかと思います。例えば今回の陳情においても、ハードルが高いとか厳しいという企画部長の答弁がありますが、地位協定に抵触するのでなかなかそれがクリアできないという話がありましたが、地位協定のこういったところが障害になっていますか。

**○川上好久企画部長** 広大な基地跡地を高率的に整備をしていくには何が必要かという中で、やはり返還される前に環境調査や文化財の調査など基地への事前立ち入りの調査がスムーズにできることが重要になりますが、それがなかなか簡単にできない現状です。また現行の基地立ち入りに関する日米合同委員会合意では軍の運用、施設の運営を妨げない限り妥当な考慮をほらうということで、これはほとんど米軍に判断がゆだねられます。そういったところで調査が進んでいない状況があります。それはやはり仕組みそのものを前向きに改善していく形をつくる状況があると思います。

**○奥平一夫委員** そういう意味でいろいろな委員からの提案がありましたが、地位協定に抵触するので、なかなか前に進まないでは我々が目標としていることが実現できません。ですからもっと強い交渉力であたっていく、あるいは政治の力をもってして地位協定を改善していく、そういったことを少しでも改善していく努力も必要だと思います。これまでの企画部長の答弁を聞いていましたら、かなりのハードルがあってそれを乗り越えることが不可能なのかという弱気な発言が見られますので、もう少し踏み込んでさまざまな角度からいろいろな人材があるわけですので、その辺を利活用しながら乗り越えていくという姿勢を示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○川上好久企画部長** これは要するに客観的に情勢としてこういう課題があるということを申し上げただけで、そういったものをクリアしながらより県として有効な仕組みをつくりあげたいと思います。

**○奥平一夫委員** これまで40年間さまざまな振興計画を継続してやってきましたが、なかなか沖縄県の自立的な経済が確立できていない。結局40年経って、やはり沖縄県がみずからそれを提案しながら、みずからの足で歩いていくという決意を表明したわけですから、それなりの覚悟は必要だと思います。いろいろな資料やデータを持ってして、政府の方に納得させることをやっていくべきだと思います。やはり基地の返還跡地のあれだけの経済発展あるいは基地が返

還されて何十年も経って計画が始まるのではなくて、これからの新しい沖縄像を描いていくためにはスピードを上げて、やはり要望していく内容が認められないと実現できないということを主張して、本腰を入れて交渉するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○川上好久企画部長 これまでの成果を踏まえてより課題を解決しながら新しいステージに到達するために仕組み、制度を県民と共に何としても確保する努力をしていきたいと思えます。

○奥平一夫委員 ある意味地位協定を改善していくことまで踏み込んで交渉する覚悟でしょうか。

○川上好久企画部長 地域協定の具体的にどの部分まで改善が必要なのかは細かく調整をしなくてはならない部分もあるかと思いますが、少なくとも県が求めているものは返還前に環境調査や文化財の調査ができるだけスムーズに進んで、なおかつ現状回復もできる仕掛けをやってほしいと国に説明をして求めていきたいと思えます。

○奥平一夫委員 3・11という未曾有の大災害の中で東北の復旧復興をさせていくという政府の大きな方針がある中で、我々が求めている新たな沖縄復興計画は厳しいものがあると思えますが、それはそれで内閣府にもっと強い姿勢で申し入れをしていくということで、強い姿勢で臨んでいかななくてはならないと思えます。そういった意味ではあと2カ月、3カ月が正念場だと思えますので頑張ってください。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。  
赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 陳情第105号についてお聞きします。先ほど答弁の中で跡地利用の中間とりまとめ案という発言がありましたが、もう一度確認しますが、中間とりまとめ案をいつまでにつくりたいということですか。

○古波蔵健企画部参事 昨年度中間とりまとめ案を作成しております。おおむね二、三年かけて道路や公園の細部の詰めをやって、案がとれるのが二、三年後です。平成25年度頃には中間とりまとめとして整理をしたいと思えます。

○赤嶺昇委員 今回の概算要求で、鉄軌道の1億円の調査費が出ていますが、この普天間基地がある中で中間とりまとめ案が平成25年度とのことですが、これとの関係はどうなっていますか。

○川上好久企画部長 国が概算要求をした鉄軌道の調査は具体的にどういった考え方、方向で調査をするのかについては具体的に話は聞いていません。説明資料を見ますと、跡地利用も含めた鉄軌道のあり方も含めて検討したいという話があります。それについては国と意見交換をしていきたいと思います。

○赤嶺昇委員 1億円かけて、どんどん予算がふえています。モノレールが浦添市まで延長が決まりましたが、モノレールとの関係や鉄軌道、交通、普天間基地の部分と非常に大きく全部絡んでくる部分でして、国と意見交換をする次元ではないと思います。皆さんはどうされますか。国との意見交換ではなくて、県がどうしていきたいかということをお聞かせください。

○川上好久企画部長 まさに国が今回要望している委託調査、きよねん、ことしと調査をしています。これを踏まえてどういった調査の展開をしようとしているのかについては、お聞きしないといけないと思います。一方で県では企画部参事が申しあげましたように、平成25年までにはとりまとめをして、この中で鉄軌道をどのように位置づけていくのか、跡地の中を通していくべきなのかそれとも中南部という交通の過密な地域で跡地利用とは関係なく、鉄軌道を検討するべきなのかはやはり議論をしなくてはならない要素があると思います。

○赤嶺昇委員 では確認ですが、この中間とりまとめ案にモノレール、今浦添市の浦西駅まで延長しますが、それにある程度関連すると私は見えていますが、さらに国がやる1億円の調査が本格的に入りますが、それも含めて中間とりまとめをまとめていくのですか。

○川上好久企画部長 モノレールも鉄軌道も、中部環状線の話もありますが、そういったいろいろな交通ネットワーク、もろもろの部分はやはりファクターとして跡地利用は考えていかななくてはならないと思います。

○赤嶺昇委員 中に視野に入れますか。

○川上好久企画部長 当然それは念頭に入れながらでないと言論はできないと思います。

○赤嶺昇委員 この陳情の趣旨で100ヘクタール以上も公園ということですが、これは予算にするとどれくらいの試算ですか。

○川上好久企画部長 場所にもよりますので、何とも申し上げられません。数100億円とお答えした覚えがありますが、まだ細かい積算はしていません。

○赤嶺昇委員 次に陳情第193号についてお聞きします。2本目の滑走路の取り組み状況についてお聞かせください。

○川上好久企画部長 現在、環境影響評価調査をやっております。きよねんからやっています、これはおおむね3年かかるという予定です。環境影響評価調査をやってそのあと環境調査をして着手になります。

○赤嶺昇委員 完成はいつ頃を予定していますか。

○川上好久企画部長 これまでの国の説明では着手して、通常通りの工事であればおおむね7年くらいかかるということです。

○赤嶺昇委員 今の環境調査を含めて7年後には2本目が完成すると理解していいですか。

○川上好久企画部長 環境影響評価調査を終わって、着工して7年間ということです。

○川上好久企画部長 いつ頃から活用できますか。

○川上好久企画部長 おおむね来年に環境調査が終わって、再来年から着工して7年間の工期を考えています。

○赤嶺昇委員 平成何年頃ですか。

○川上好久企画部長 平成32年が予定です。



○赤嶺昇委員 今那覇空港の1本滑走路の使用率は何%ですか。

○川上好久企画部長 現在空港能力の発着回数として370回から380回とされていますが、現状で2007年度の発着回数で362回という数字があります。

○赤嶺昇委員 回数ではなく、いわゆる許容範囲。率としてまだ余裕があるのか、今の1本の滑走路でどれくらいの利用率があるのかお聞かせください。ところでジャンボ機は飛んでいないのですか。

○川上好久企画部長 日本航空株式会社のほうはジャンボ機は飛んでいないようです。

○赤嶺昇委員 全日空株式会社は今後どうなりますか。

○川上好久企画部長 全日空株式会社も新しい機種に順次切りかえていくという話を聞いております。

○赤嶺昇委員 ジャンボ機は定員何名ですか。

○川上好久企画部長 約500名です。

○赤嶺昇委員 そうしますとジャンボ機が、全日空も今後機種を変えていく中で、次に大きい機種の定員は何名ですか。

○川上好久企画部長 トリプルセブンが450名くらいだということです。

○赤嶺昇委員 何が言いたいかといいますと、今までジャンボが飛んできましたよね。それで機種が縮小しますよね。ジャンボ機がこれまで年間何機飛んできて、それにかわるものがふえる予定なのか、この辺の関係は積算していますか。

○川上好久企画部長 今のところこのデータは持っていません。

○赤嶺昇委員 さらに海外便を知事が頑張って、台湾や香港の便を今後どれだ

け増便されますか。

○川上好久企画部長 これについて目標数値は具体的には持っていません。先日トップセールスをやってなかなか周知が図れていなかったのも、そういった働きかけを今後強めていくという考え方です。

○赤嶺昇委員 さらにスカイマーク株式会社が便数をふやしていて、離島にかなり安い運賃で飛んでいます。やはりジャンボ機にかわる新たな機種によってどれだけふえるのか。一方では沖縄はどんどん誘致したいという思いと、もう1点スカイマーク株式会社の便、さらに自衛隊のF15も配備されますよね。いわゆるこの1本の滑走路で、平成32年完成としているが、これだけ便数をふやしていく中で飛行機の離発着の部分を綿密に計算していかないといけないと思いますが、検討されてますか。

○下地明和交通政策課長 今委員のおっしゃるとおりに過密化しています。ただJALの整理等もあって若干仕向地が変更になったり減少もしています。それから海外便が非常に活発化していますし、スカイマーク株式会社も増便している中で、私どもとしては完成のあり方あるいは今後あと10年近くかかるので、はっきりはしていませんが誘導路の整備のやり方によってもさばける数がかわってくるということも聞いておりますので、臨時的措置としてどういったことができるかを調整しながらかつできるだけ早く滑走路が増設できるように、そういったことも理由にしながら早い完成を要望してまいりたいと思います。

○赤嶺昇委員 いわゆる誘導路の話もありましたが、知事公約が1000万人及び1兆円という話もしてますので、2本目の滑走路が平成32年完成という目標の関係で、今の滑走路の状態では知事公約の達成は見込めますか。

○川上好久企画部長 今の話については細かい整理はしていません。しかし滑走路の増設については7年と、これは通常のペースで工事をした場合、ここは予算額の問題もありますので、県としては早目の完成に向けた働きかけを今後していきたいと思います。もう1つは現行の滑走路の運用も工夫をしながら、できるかぎり効率的な離発着ができることもあわせて要望してまいりたいと思います。

○赤嶺昇委員 知事公約に明確な数字が出ていますが、現行の1本の滑走路で

確かにふえてきている要素があります。それはいわゆる許容範囲で達成できるかについてお聞きしたいです。

○川上好久企画部長 今委員のおっしゃるような形で細かいデータの整理はしていません。これが達成できる形の働きかけや工夫をしていきたいと思えます。

○赤嶺昇委員 知事が就任して5年、あと5年です。そうしますと、県民が一丸となって目標に向かっていこうという中でやはりもう1本の滑走路は大きなポイントですが、それがまだ8年くらいかかるとなると計算が合いません。また那覇空港の国際線ターミナルの部分で、これを出していますよね、知事が要請していますよね。これもできれば本委員会に対して出していただきたいです。これで大丈夫なのかも含めて本委員会でも議論する必要があると思えます。国際便がどんどんふえてくるときに、どれだけの目標値が必要なのか、知事は今急いでいます。もう一方ではこの整備を従来どれだけの数を必要とするかの議論がおかれていると思えますが、いかがでしょうか。

○川上好久企画部長 国がターミナルについては、国内線1900万人、国際線で50万人という形の規模の絵をかいています。現実には今回の国の当初の案について、そこは国と調整をしながらリレー方式という方向でできるだけ早く現在の狭隘化、老朽化したターミナルにかわるものを新しくつくることと、もう1つは需要を見ながら広げていけるような、拡張性のある中身になっているので、そこは観光客1000万人に対応できる仕組みになっていると考えて進めています。

○赤嶺昇委員 今回、那覇空港の国際線ターミナルについて皆さんが出している案のほかに幾つか案があります。こういった検討している部分も含めて、本委員会にしっかりと資料を出してもらって、どういったものかという県民的な議論を展開させてほしいということのを要望します。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

次に、「新たな計画・制度の創設について」の審査を行います。  
ただいまの議題について、企画部長の説明を求めます。  
川上好久企画部長。

○川上好久企画部長 新たな沖縄振興に係る国との調整状況について御説明をいたします。お手元の資料2『新たな沖縄振興策の検討の基本方向について』をごらんください。去る9月26日に沖縄政策協議会の沖縄振興部会が開催され、内閣府から沖縄県からの制度提言や計画の基本的考え方、また沖縄振興審議会の意見具申等を踏まえ、新たな沖縄振興についての検討の基本方向が内閣府原案として示されたところであります。沖縄県としては、これまで沖縄県が求めてきた沖縄振興一括交付金の創設や県計画への国の支援、駐留軍用地跡地利用のための新たな法律の整備など、主要な項目についてはおおむね基本方向に反映していただいたものと評価しております。しかしながら、既存の枠組みの継続となっているものや具体的な施策の内容が明らかではないものがあるなど、沖縄県の要望が確実に措置されるよう今後、政府に強く求めていく必要があると考えております。

2ページをごらんください。

ローマ数字1の「新たな沖縄振興計画(仮称)」については、沖縄県が新たな計画の策定主体となり、それを国が支援する方向で検討することとされております。沖縄県としては、新たな沖縄振興計画(仮称)の策定主体を沖縄県とし、国が支援する仕組みとしたことについては評価できるものの、今後の法制化の過程で沖縄県が求めるかたちとなるよう国と協議していく必要があると考えております。

ローマ数字2の「産業振興」については、主なものを申し上げますと、「1観光の振興」については、外国人観光客の誘客や観光の高付加価値化等の課題を踏まえた、観光振興地域制度の拡充。「2情報通信産業の振興」については、IT関連企業のさらなる集積や現行の地域指定や特区制度の拡充がございます。「3国際物流拠点産業の振興」については、国際物流拠点産業集積地域制度の創設や航空貨物に関する航空機燃料税軽減措置の延長がございます。「5産業イノベーション創出の促進」については、新産業の創出や既存産業の支援のための産業イノベーション地域制度の創設がございます。3ページの「7農林水産業等の振興」については、沖縄の気候と地理的特性を生かした農林水産業の振興がございます。「10政策金融」については、沖縄の特殊事情を踏まえた政策金融機能の継続について、沖縄県の要望にも留意し検討するとするなど産業振興のための諸施策が掲げられております。3ページ下のローマ数字3の「離島振興・交通ネットワーク」については「離島振興」

について、物流・移動コストの低減など新たな離島振興のための措置が示されています。また交通ネットワークについては、鉄軌道の導入について、引き続き調査検討を行なうとしております。

4ページをお開きください。

ローマ数字4の「子育て、人材の育成、医療・福祉等」については、子育て環境の整備促進、教育・人材育成、離島・へき地における医療の確保のほか、沖縄らしい風景づくりのための措置を講じることとされております。

ローマ数字5の「沖縄振興のための新たな交付金」については、より自由度の高い沖縄の一括交付金を創設することが明記されておりますが、具体的な制度設計については、予算編成過程において検討するとされております。今後、沖縄県としては、地元の要望を十分に踏まえ、予算編成過程において検討するとされている「平成24年度予算の概算要求組み替え基準」にのっとりながら、沖縄県の要望を真剣に受け止め、制度設計に関する協議を早期に行っていただくよう、国へ強く申し入れていきたいと考えております。

ローマ数字6の「駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化」では、駐留軍用地跡地利用に関する規定を一元化するとされております。国の関係機関の役割分担や返還前の基地内立ち入り、国、県、関係市町村の跡地利用に係る協議等について検討するとされております。沖縄県としましては、県が求める給付金制度の見直し等については、既存の枠組みが継続とされており、引き続き国と協議を重ねていくとともに、各政党とも意見交換を行いながら、県の要請した内容が新たな法律に確実に盛り込まれるよう、取り組みを進めて参りたいと考えております。

ローマ数字7の「出先機関見直し」では、沖縄総合事務局について、昨年12月に閣議決定された「アクション・プラン」を踏まえ、諸課題について検討するとされております。沖縄県としましては、国の出先機関の原則廃止を掲げた「アクション・プラン」を踏まえるとした点は評価しておりますが、今後は、地域主権の観点から、「アクション・プラン」に基づいて平成26年度から沖縄総合事務局を沖縄県に包括的に移譲することを求めていきたいと考えております。資料2『新たな沖縄振興策の検討の基本的方向について』についての説明は以上であります。

続きまして、「平成24年度税制改正要望の概要」についてご説明します。

参考資料3をごらんください。

内閣府は平成24年度税制改正要望において、沖縄振興に必要不可欠な税制措置として、観光、物流・産業、金融、情報分野における地域指定制度の抜本的な拡充や、中小企業振

興、離島振興、電力の安定供給、県民生活支援などを要望しております。沖縄県としては、地域指定制度における、所得控除の拡充、「専ら」要件の緩和、法人税の投資税額控除の拡充等のほか、駐留軍用地跡地の先行取得に対する譲渡所得特別控除制度の創設、復帰特別措置法に基づく酒税及び揮発油税等の軽減措置の延長など、ほぼ県の要望どおりとなっているものもあり、一定の評価はできるものと考えております。しかし、全県を対象とした地域指定制度や県内離島も含めた航空機燃料税の拡充など、県として沖縄振興のために、なお盛り込んでいただきたいものが幾つかあることから、今後も引き続き、国に対して県の要望内容の実現を求めていきたいと考えております。それでは、内閣府の税制改正要望について御説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

1 観光関連の主な要望内容としましては、現行の観光振興地域について、投資税額控除率の拡充など、抜本的に改編した、「国際戦略観光振興地域」及び「自然・文化観光振興地域」の創設、沖縄におけるショッピングの魅力を高めるため、沖縄型特定免税店制度について、空路客だけでなく、海路客も利用可能とする。2ページの3行目をごらんください。航空機燃料税について、現行の全国2分の1の軽減措置を2年延長するとなっております。

次に2 物流関連としましては、沖縄の地理的優位性を生かし、アジア主要都市を結節する物流拠点形成を図りつつ、高付加価値化モノづくり企業等の新たな臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積を目指すため、現行の自由貿易地域・特別自由貿易地域を発展的に拡充した「国際物流拠点産業集積地域制度」を創設するとされています。その中で所得控除、投資税額控除の率を拡充するとともに、特別償却制度の新設、進出企業の足枷となっている「専ら」要件を緩和することとされています。また、所得控除は現行の35%をアジア地域と同程度の法人税実効税率となるよう55%まで拡充するなど、県の要望が認められております。また3ページにあるとおり、現行の関税の選択課税制度を5年間延長する要望もあげられています。

次に3 情報通信関連としましては、情報通信関連産業を沖縄により一層集積させるとともに高付加価値化を図り、災害リスク分散等に対応した情報セキュリティの受け皿としての機能を強化するため、「情報通信産業振興地域制度・情報通信産業特別地区制度」を拡充することとされています。また所得控除の拡充、「専ら」要件の緩和、投資税額控除率の拡充、特別償却制度の創設などのほか、業種についてはインターネット付随サービス業やバックアップセンター等を追加することとしております。

次に4 金融関連としましては、金融業及び金融関連業のさらなる集積及び高

度化を図るため、「金融業務特別地区制度」を拡充することとし、所得控除の拡充、直接人件費20%上限の撤廃、「専ら」要件の緩和、投資税額控除率の拡充、特別償却制度の創設などのほか、業種については、特定投資家向け取引市場指定アドバイザー等を追加することとしております。

次に5産業イノベーション関連としましては、産業イノベーション事業を行う新産業の集積等により、将来の沖縄経済を牽引しうる地域産業のイノベーションを促進するため、現行の産業高度化地域を発展的に拡充した「産業イノベーション地域制度」を創設することとし、投資税額控除及び特別償却の拡充などのほか、試験研究を行う企業の試験研究費に係る法人税額控除や特定企業が発行する株式等を取得した個人投資家への所得控除を新設することとしております。

6ページをごらんください。

これまでは、現行の地域指定制度に対応した税制措置についての要望内容でしたが、ここからは、個別の税制措置の内容が記載されております。

まず、6中小企業関連として、沖縄の特殊な事情を克服し、新たな取組みに挑戦する中小企業の支援や、外的経済環境の変化を受けやすく厳しい経営状況にある指定中小企業者（砂糖製造業）の経営基盤強化の支援のため、沖縄の中小企業関連税制を延長・拡充することとしております。

次に7環境・エネルギー関連では、沖縄は、多くの離島を抱え、他地域と電力系統が連結されておらず、再生可能エネルギーの導入なども求められていることから、これらのエネルギー供給面の課題に対応するため、電力の安定的かつ適正な供給を図るための税制を拡充することとしております。

次に8離島の振興関連では、海洋島しょ圏を支える離島の振興を図るため、離島における旅館業用建物等に係る特別償却制度の延長の要望がされております。

続いて8ページをごらんください。

9地域振興と県民生活の支援については、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」に基づく、酒税及び揮発油税・地方揮発油税の軽減措置について5年間延長を求めるものとなっており、県の要望どおりの内容となっております。酒税については、泡盛が本土の税率より35%軽減されており、その他ビール等の酒類については20%軽減されています。揮発油税・地方揮発油税については、本土の税率より7000円/kl軽減されています。

最後に9ページをごらんください。

10駐留軍用地跡地利用の促進のための税制措置として、駐留軍用地の円滑な跡地利用を促進するため、駐留軍用地における公共用地の先行取得に係る譲渡

所得控除の新設をすることとしております。同制度は現行「公有地の拡大の推進に関する法律」で1500万円まで認められている譲渡所得控除を5000万円まで認める制度の新設を求めるものとなっております。

以上で「平成24年度内閣府税制改正要望の概要」の説明を終わります。

なお、参考資料1及び参考資料2については、後ほどごらんください。

○当銘勝雄委員長 企画部長の説明は終わりました。

休憩いたします。

午後は1時20分から再開いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時26分 再開

○当銘勝雄委員長 午前に引き続き質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 参考資料1で県が求めている3000億円で10年間の予算が確保できるようにしていただきたいとあります。先週概算要求が内閣府から出ましたが、この足りない部分をどのように求めていきますか。

○川上好久企画部長 今回の国の概算要求、今の沖縄振興特別措置法は3月に期限がきれます。そうしますと、次年度の法律の枠組みが十分決まらない中で財務省の通常のシーリングルール、恐らく2430億円というものが決められたと思います。一方で概算要求組替基準の中では予算編成過程において沖縄振興予算については、一括交付金について沖縄県の要望を踏まえて検討することになっています。県としては3000億円の要望を沖縄政策協議会の中でもやっていますし、国庫の要請の中でもやっています。国において県の要望を踏まえて一括交付金化と制度と額について検討してもらうように要望していきます。概算要求基準には県の要望を踏まえて沖縄振興予算については一括交付金について、県の要望を踏まえて予算編成過程において検討するという一文がありますので、それを国に求めていくということになると思います。



○赤嶺昇委員 県の要望を踏まえてということですが、よくわからないことがあります。県議会での知事答弁で、具体的にそういったお願いを県のほうからしていないのに、内閣府が勝手にやっているという答弁がありました。それが2430億円くらいあるということで、一方では総務部長は沖縄県の要望にそったもので評価しています。与世田副知事は復活折衝と言うわけですが、復活折衝は、通常求めたものが削られたものの復活折衝ならわかりますが、知事、与世田副知事、総務部長それぞれ違うニュアンスに私はとっています。今後政治的に内閣総理大臣が最終的にそこに期待しているのか。あくまでも3000億円を求めているので、最後は内閣総理大臣と知事で決着を図ると考えていますか。

○川上好久企画部長 これは何とも申し上げられません。ただ政府として平成24年度予算の概算要求組替基準の中にこのようにあります。まず新たな沖縄振興政策は日本再生重点化措置の対象分野になります。もう1つは沖縄振興予算については一括交付金に関する地元の要望に十分に踏まえた予算編成過程によって検討する。政府として予算編成過程によって検討するとありますので、それは内閣総理大臣の指揮下にある各省庁、大臣に対してそういう指示があってそのように検討がされるものと県としては理解しております。

○赤嶺昇委員 では改めて確認しますが、今回の概算要求に対して今政府が発言している部分については、あくまでも皆さんは3000億円を検討していると考えているということですか。

○川上好久企画部長 そのとおりです。そのような形で要望し、また沖縄政策協議会の中でも先ほど申し上げました資料で要望しております。

○赤嶺昇委員 要するに3000億円を求めているのに、概算要求で内閣府が従来通りの積み上げて要求していますが、県は概算要求で挙げている数字を断りますか。2430億円ではなくて3000億円を要求しているという議論をしていますか。これも認めつつ3000億円を目指しますか。

○川上好久企画部長 先ほど委員のお話の中に総務部長は県の要望にそったものであるとしているという評価の話がありました。内閣府が出した概算要求の内容そのものが全く向こうで情報交換もせずに行ったというわけではないと思います。これまで日常的には意見交換をしていますし、県は制度要望の中で52項目の要望のうちの27から28項目は財政措置にかかわるものですから。県が求

めるニーズはそれなりに見ながら組み込んでいるものも結構あると思います。県は一括交付金を要望しているわけで、それを制度が決まったらもう一度中身を検討していくという作業になっていくかと思います。

○赤嶺昇委員 内閣府に確認しているところですが、企画部長がおっしゃるとおり今回の概算要求で全く県と調整していないわけではなくて、ある程度調整されてますよね。制度要求を52項目も出している中で、内閣府が全く根拠もなしに出しているわけではなくて、ある程度皆さん調整しているのではないですか。

○川上好久企画部長 概算要求でこのようにしますという調整はありません。そういったことではなくて意見交換は当然あり得るわけです。まして、向こうも沖縄振興についてずっとやってきたところですので、これまでの沖縄振興審議会での議論、県が出している沖縄21世紀ビジョンだとか、何が課題で何を求めているかを頭に入れながらそれはそれとして事業を整理されたと思っています。

○赤嶺昇委員 そうしますと今回、内閣府が出した概算要求は52項目すべてではないにしても、この2400億円余りは全部沖縄県の要望にそったものとして考えていいのですか。

○川上好久企画部長 今後の沖縄振興に3000億円必要です。3000億円についての事務事業の想定もありますが、それについて今は優先順位つけていません、そのことを内閣府として、これとこれで県と調整して県の意向を踏まえているわけではありません。恐らく県がこれまで出した制度要望等を踏まえて、県のニーズがこの辺にあるということで判断されたと思います。

○赤嶺昇委員 そうしましたら今内閣府が概算要求で出したもので、皆さんがそもそも求めているものもあると理解していいのですか。お願いしていないものも内閣府が要求しているのですか。

○川上好久企画部長 県が全く必要ではないものを勝手に要求したかとなると、それについてはそういったものは沖縄振興を担当する部局から話しははなれい。ただ県はこれから予算編成をやるわけです。県のニーズはたくさんあります。毎年の県の予算編成でも要求したものから、優先順位をつけて連絡を

してはめていきます。その作業はまだしていません。そういった意味から、県がこれから決めていく優先順位にそった内容であるかとなるとそうではありません。ただ県が求めている沖縄振興についての一般的になニーズは恐らく入っていると思います。それは沖縄振興を担当している部局として当然その感覚でやっていると考えています。県が次年度においてこれを先にやっていくという優先順位にそったものではありません。そういった調整はしていません。

○赤嶺昇委員 少し理解しづらいです。要するに県が求めているもの以外のものを内閣府は要求していますか。あるかないかについてお聞きしています。もしあるとするならばおかしいと思います。やはり皆さんが52項目の制度要求をこれまでやってきました、優先順位はいいです。52項目のうちの20何項目が入って2400億円余りの額になっているならば理解できます。

○川上好久企画部長 所管は財政課ですので、私のほうで細かいチェックはできていませんが、大まかに沖縄振興の枠組みの中で要求はされたと思います。ただこの限られた予算の中で何をやるかという調整をされていない。しかしこれは重要なことです。

○赤嶺昇委員 3000億円という額がよく出されていて、自由に使えるということですが、既に継続事業で用途が決まっているものがありますよね。実質的に自由に使える予算はどれくらいを想定していますか。

○川上好久企画部長 細かい数字は出していません。継続事業は大半を占めることは間違いないと思います。沖縄振興予算の2300億円のうち2000億円ぐらいはハードの事業です。ハードの事業は何かしらしぼりがあるわけですから、それが終わるまで。そうしますと当面は継続事業に予算の大部分が使われる可能性はあると思います。

○赤嶺昇委員 要するに自由に使える金額は幾らですか。

○川上好久企画部長 自由に使うということはどういった判断かということもあります。要するに3000億円の中で、継続事業で時間が経てば終わります。終われば用途の自由度は高まっていくと思います。やり始めたものを途中でやめますという話は普通の政策判断ではありえません。そこは自由判断するわけです。場合によっては市町村、県がその事業の期間を延ばすという判断をするこ

ともあると思います。要するにほかの事業費をふやしていくという判断はあると思いますが、通常の政策決定の中ではやり始めた事業をやめることはないので、そういう意味では委員の言われるような形の継続事業に占める予算は当然出てくると思います。だからと言って一括交付金の意味がないわけではなくて、それは次の制度に移っていく中でそういった問題は出てくるということです。要するに仮に3000億円の一括交付金があったとしたら、自由に使える資金としてつくっていただきたいと言っているわけです。ではそれが来たときに、仮に継続事業であろうが各事業主体である県や市町村がその判断をします。継続事業を今年度実施をするのか、当初の予定通りの期間なのか圧縮するかについて自由な判断があります。自由度ということはそういったことも含まれます。実際その制度が始まったときに、これまで続けてきた制度の中での事業はあるわけで、そこも含めて自由な判断がされます。その結果として継続事業が占める割合が大きくなることはあり得るだろうということです。

○赤嶺昇委員 そうしますと現段階で具体的に継続事業等も合わせて自由に使える額の算出はされていないと理解していいですか。

○川上好久企画部長 これはこれからです。なぜかと言いますと、要するに継続事業であっても、次年度どれだけ使うかは判断が出るわけですから、それは金額が決まった段階でもう1つの判断が出てくると思います。

○赤嶺昇委員 そうしますと継続事業でも国直轄事業などもありますが。例えば那覇空港の件もありますが、こういった事業も含めて県としては政策的に、ほかをとめるわけではないが、集中的に工期を短くして前倒しでやることも政策として考えるということですか。

○川上好久企画部長 那覇空港というよりも、ある特定の事業について考えられることです。

○赤嶺昇委員 それは非常にいいと思います。県が今まさに何が必要なのかということで、継続でとめるということでないとしても、スピードをどこに重点的にやるかという部分で自由に使うということで理解していいですか。

○川上好久企画部長 そのとおりです。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。  
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 一括交付金を求めていく理念についてお聞きします。新しい振興計画を導入するにあたって、沖縄21世紀ビジョンをベースにして、県民のいわゆる幸福度の達成といいますか、そういった問題を目標にしてこのビジョンが立てられていると思います。従来型の概算要求型でできる範囲と、皆さん方が一括交付金を勝ち得たときに達成できる範囲は違うと理解していいですか。

○川上好久企画部長 今回の補助事業の仕組みでは手が届かない部分があるということであれば、違いがあるということです。

○翁長政俊委員 そうしますと今回の一括交付金の要求で、どういった形になるかわかりませんが、従来型という形が出てきた場合、県が意図していない平成24年度の予算になるので、それでは沖縄県民の幸福追求度がある意味で削がれていくというように聞こえますが、その理解でいいですか。

○川上好久企画部長 これまでの高率補助制度の意味合いが全くだめであったということではありません。これまでもやはり社会資本整備を中心にして、大きな成果を果たしてきました。しかし他方で予算そのものが半減をしていく、このうち復帰から40年を経て県民のニーズも、ダムをつくったり道路をつくることよりも安全安心、仕事がほしいということにシフトをしていきます。そこに今の補助制度が十分に手が届くものになっているかとなると、そうではないということが一括交付金を求める背景にあります。そのことが市町村にも理解されていると考えています。

○翁長政俊委員 私が制度の目標にしているものは、ハード部分については復帰後40年間でそこそこきたと、県もある一定の高さまできているという認識ですが、その上を目指すことです。特に沖縄県の所得の問題、今の県民所得は全国最下位です。県民所得がこういった位置にあるということは、県民の幸福度からしても他府県と比べてみても著しく劣っているわけです。ですからその部分をいかにかさ上げしていくかという努力が、この一括交付金を含めて平成24年度からの予算に反映されていかないといけないと思います。どれだけハード部分をつくっても県民所得が上がらないとなると、生活が苦しくてなかなか幸

福度が達成できません。ですからその部分の理念のようなものがもっとはっきりと出てくる一括交付金でないと、多岐の部分になるともっと細かく分かれていくが、大まかなくくりとして理念の構築のようなものがないとなかなか県民も含めて理解がされにくいと思うので、それについてお伺いしています。

**○川上好久企画部長** 委員がおっしゃるまさにそのとおりです。県民の幸福度を上げるためのできるだけ最適な政策手段、政策手法を求めていく中の一括交付金もあるということです。

**○翁長政俊委員** 当然その中で経済振興、子育てなど10項目近い項目立てが行われていますよね。その中で一括交付金にしぼると3000億円の金額の担保をどのようにとるかという問題と、もう1つは制度設計の問題があります。これは本会議でも質問しましたが、3000億円という金額は本当に法律に記載されますか。

**○川上好久企画部長** 法律に金額を記載する話まで議論はしたことはありません。しかし少なくとも制度として、財源措置としての沖縄振興一括交付金ということで、何らかの形で位置づけてほしいと県として要望しております。

**○翁長政俊委員** この法律は10年間です。単年度の入り口で一括交付金という制度をきちんとつくって、3000億円の要求を県がやっているのでも、頭で3000億円を入れることが担保できないと毎年度の予算編成の中でその都度シーリングかけられて、削られていく可能性も担保がない以上あり得ることです。毎年度の予算編成でいじられると皆さんが考えているような一括交付金になりません。ですからある意味では入り口の段階、平成24年の頭には制度設計もきちんとできて、法律にも記載して、3000億円を担保できるということがそろわないことには、この10年間どのように沖縄県は振興策をやっていくかとなるとそこに欠陥が出てくる可能性もあるので、この部分をしっかりと踏まえたいといけません。それについては大丈夫ですか。

**○川上好久企画部長** これは委員のおっしゃるように非常に重要な部分だと思います。これまで似たような予算、例えば北部振興費や特別調整費の100億円という数字は法律に記載があるわけではないですが、例えば総理談話や閣議など何らかの担保的なものが使われています。そういう意味では3000億円についても、何らかの担保できる方法を検討していきたいと思っています。

○翁長政俊委員 いわゆる法律に金額が記載できないとなると、きちんとした担保が必要になります。今言った総理談話や閣議決定がどれくらいの重みがあるかは別としても、こういった形での政治での担保のようなものがないと、3000億円と10年間沖縄県に入れるというシステムが危ういと思います。政治環境によってどのようにかわるかわからないし、経済環境もどのようにかわるかわかりません。その中できちんとした裏づけをとる手法が話だけで見えません。要するに政治決着でお願いしますとなるとそこまでの話ですが、政治決着でお願いしますと言って、ただ待っているだけではだめです。

○川上好久企画部長 向こう10年間に渡って年間3000億円を確保するような方法として、法律はなかなか厳しいものがありますが、閣議決定や総理談話などの何らかの拘束のある方法をこれから求めていきたいと思います。

○翁長政俊委員 これは沖縄政策協議会等でこのような議論ができますか。担保を得られますか。

○川上好久企画部長 沖縄政策協議会も含めてそういった担保がとれる方法を検討していきたいと思います。

○翁長政俊委員 その部分はいずれにせよ事務方レベルではなくて、高いレベルの話ですので、これは沖縄県が持っている政治力をすべて活用して獲得していく以外に方法はないと思いますので、頑張ってくださいと思います。それから、一括交付金の制度の問題ですが、全国ベースを踏まえてという書かれ方がされていますが、これはどのようにでも読み取れます。沖縄県は手前みそで自分たちに転がってくるだろうという見方をしてませんか。政府側は全く違う見方をしていて、沖縄県は自分たちに都合のいいように見ていませんか。その辺はどのように見ていますか。

○川上好久企画部長 今回の基本方針の中に全国の制度を踏まえながらということがあります。しかし県としては、できるだけ全国制度とは区分された制度案を早期に示すことなど、そういった沖縄県独自の制度を確保するように努めていきたいと思います。

○翁長政俊委員 国はあのような書き方をしていて、沖縄県はいわゆる要求す

るものがあるから、国に要求していますよね。沖縄県の策定した制度をきちんとくださいと要求をしているわけです。ですからあのような書かれ方をすると、沖縄県は沖縄県独自に理解しやすいように読むわけです。皆さんは全国ベースを踏まえてという見方が、手前みそという言い方は言い過ぎかとも思いますが、国と全く認識が乖離していないのか、また期待してそのような見方をしているけれども、そのとおりに国がこたえてくれるかどうかです。これが年末の予算編成で表れてくるので、もうしばらく時間はありますが、この時間を待たばいゆる皆さんが期待しているような制度設計になってきちんと出てくるかどうかです。これも一発勝負です。なかなか事務方の詰めと政治家との詰めがうまくいっていないとこの部分も若干ファジーです。ここが県の詰めの甘さというか、もう少し県民がわかる形で議論を進めて、さらには手続を進めてもらわないと相手の回答待ちとなると心配です。

○川上好久企画部長 確か新たな沖縄振興策の基本方向の中では全国ベースの制度設計をふまえて国の責務として沖縄の振興のあり方を考えるというものがあるって、創設するということには評価はしますが、全国ベースの制度設計を踏まえてとなったら、去年の地域戦略交付金のようになるとは県としては困ります。今回、沖縄政策協議会の中で知事がいち早く発言したことは、この参考資料1の「1. 沖縄振興一括交付金の創設について」の④で、制度設計にあたっては、沖縄県と協議をしてほしいと申し上げています。これはきょうの午前中の委員会でも何名かの委員の方からもあったように、目に見えるような形、この協議のできる形で制度設計もやってほしいと要望しています。

○翁長政俊委員 今、企画部長が言うように国は全国ベースを踏まえてとなれば、まさに地域戦略交付金の方法を全国ベースの踏み台にして物事を考えていると思います。県は全く違うことを考えていますが、その考えがきちんと出てきたらいいが、全国ベースを踏まえてという考え方をすると、12月末にこれが表に出てくるのではないかと思います。そうすると話になりません。ここも議論としてはなかなか先が見えずに、県の方針がしっかりと確保できればいいが、ここは先があることだからここで言える範囲は限られてくると思いますが、ただ頑張るといっただけですむ話なのかと心配ですが、いかがでしょうか。

○川上好久企画部長 確かに委員の同じような懸念は持っています。そのことを頭に入れて沖縄政策協議会では、それを知事からも発言をしてもらっています。そして県としても今市町村とも勉強会をしています。どのような制度が



いいのかということをおる程度形をつくって提起をするなど、そういった県が求める制度、それに近いものができるように国と協議をしていきたいと思ひます。

○翁長政俊委員　ただこういった現実を踏まえながら内閣府、財務省との話になると思ひます。従来型であれば概算要求が出されて、政府折衝が始まって、そして年末の予算編成が決定する段階で大臣折衝などが出てきて、足りなかった部分をわしずかみで持ってくるのが、従来のやり方です。そういうやり方の中でも詰めはあります。県が要求する要求項目みたいなものが落ちた分については出していくという方法になりますから。今回の沖縄県の場合は、予算の項目、中身も建前上出していないということになっているから、要するに一括交付金という名前だけでくださいということになります。中身は何なのかとなると、先ほども説明があったように内閣府が勝手につくったものだと言うわけです。本当に内閣府が勝手につくってできるのかについても私は疑問です。当然沖縄県側から2400億円余りであれば、8割は継続事業で、継続事業の積み上げは内閣府が持っているはずだから、これを積み上げてあとの2割程度を事業で新しい事業をつくってこれを2400億円と予算をつくって、内閣府は予算を組んでいると思ひます。初年度から2400億円、さらには3000億円丸々自由度のある予算になるとは行政上も厳しいでしょうし、私たちがそのようには考えていません。初年度からこんなにいいことはないけれどもそうはならないでしょう、過渡期ですから。継続事業がほとんど終わっていく中で、自由度の高い予算が出てそれを県が政策展開していく形になると思ひますので、そこは追究しても話になりません。ただ、私が心配していることは沖縄県はこれでいいと思ひますが、市町村が問題です。市町村は県ですら制度設計ができていないのに、市町村は蚊帳の外です。これまでは市町村は県を通し、さらには直接各省庁に上って行って項目ごとの予算づけができました。しかし県は一括交付金なのだから、こういった予算要求はやめなさいとしています。このように足かせをかけるのであれば、市町村にこの部分をしっかりと説明をして同じ共通認識で、同じ土俵に立っていないと市町村側からしたらとても不安です。ですから、平成24年度の概算要求が出された段階で、皆さんが制度設計を示さないから、市町村では従来型の執行のあり方を模索していると思ひますよ。配分基準もどのようになるのかわからない、新しい事業項目でも小さな市町村でも100近くあるはずです。これをどのように執行するかとなると、県の一括交付金の考え方と市町村とでは共通認識に立っていないと思ひます。県がスタートして市町村が引っ張られているので、後からついてきています。ですから国との問題が決着

するまで、放置するのではなくて、もっと丁寧に市町村に対して説明しないといけないと思います。いきなり平成24年度から一括交付金ですと言われても、市町村は困ると思います。配分基準等も含めてどのように考えていますか。

**○川上好久企画部長** 確かに新しい制度を要望して決着していない中で、予算編成を迎える中で県も市町村もそういった不安はあります。7月の下旬に市町村の実務課を集めて意見交換会をしました。その後8月上旬に41市町村長と知事の意見交換をしています。ある程度一括交付金の必要性は了解しています。では具体的にそれがどのような形になるのか、またそれが来たときに予算編成上どのような問題があるかという疑問が出てきます。実は9月7日に一括交付金の創設の仕組みについて県と市町村の職員で構成するワーキングチームと立ち上げました。今は3回目くらいまでやっています。このワーキングチームのメンバーとしては、市町村関係者、町村会、沖縄県としては企画部、農林水産部など事業部局です。一括交付金の配分、予算上の問題について議論をしています。県がこれから後に国とやり取りをする内容についても、ワーキングチームを通して、市町村に流していく仕組みを考えております。確かに過渡期で十分な情報がないままに走るという不安はありますが、そこは同じ共通認識でできるような形での環境をつくっていきたいと思っております。

**○翁長政俊委員** 私の質疑のベースは本会議でこの協議会があるかと聞きましたら、皆さんはないと答えていました。近々つくりますという答えでした。この協議会はいつできる予定ですか。

**○川上好久企画部長** これはまだ時期の明示はできかねますが、早い時期にやりたいと思います。ワーキングチームは活動しておりますので、その中で配分基準等がある程度まとまりましたら、この協議会の持ち方も議論が出ると思いますので、早い時期、恐らく11月には準備はできると思います。

**○翁長政俊委員** この部分の骨格部分でもないと、市町村との配分の問題も含めて、皆さんが骨格も示しきれないとするとこれは由々しき問題です。10月中旬のあと1カ月半の段階で配分の問題から含めて骨格がまだ粗々でも固まっていない、こういった形でやりますということが議会で示せないとなると、この作業は大幅におくれている話になりません。骨格でもいいので話せないですか。

**○川上好久企画部長** 配分基準が一つの考え方として、ワーキングチームの第

1回を行う段階から、例えばこのような考え方があるということを出しながら議論をしています。例えば、市町村間の配分基準であれば人口面積に加えて、それぞれの事情を勘案する指標として何がいいのかというもの。例えば、財政指標であればそれぞれの予算規模や自主財源費などを入れ込んでやってみてはどうかということを出しながら、市長会、町村会、実務家で意見交換会をしています。この中から幾つかの案が出てくると考えています。

○翁長政俊委員 これには地域間の、自治体単位ではなくて地域間の地域事情のようなものも反映させるという要素もありますか。例えば、北部市町村会に10年間1000億円あったと、これまで特別にありました。こういったものも地域エリアごとにそれぞれの地域事情として勘案して吸い上げていくという形になりますか。

○川上好久企画部長 いろいろな観点からの議論は出てくると思います。北部もそうですが、離島も含めて、特に人口の少ない小規模離島の取り扱いの話も出てきているようですので、地域事情も当然配分基準として議論の中に出てくると思います。

○翁長政俊委員 いずれにせよしっかりとした理念を持って、政府とことを構えないとうまくいかないということが基本にあります。説明責任も県にあります。その中で県が要望している満額は3000億円、制度設計においても県が要望している制度設計を勝ち取っていくためには、予算の裏づけがないと制度も難しいです。あと1カ月半の猶予しかありません。ここはきちんと官僚レベルとの話し合い、さらには政治レベルの話し合いを段階的に踏んで、一回で物事が決まるのではなくてどこかで区切りをおいて、内内示をもらう進め方をしないとことは成就しないです。ことを成就させるためには、そういった区切りできちんと官僚側とも政治レベルとも内定をもらいながら物事を進めるやり方をしていけないとうまくいかないと思いますので、ここはひとつ腰を入れて頑張っていたいただきたいと思います。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。  
渡久地修委員。

○渡久地修委員 概算要求との関係ですが、新聞報道や知事の答弁を聞いていて、県は一切関与していない、内閣府が勝手に出したという感じだと思います

が、本当にそのような立場でいいのですか。それから昨年までの概算要求はどうでしたか、その辺について教えてください。

**○川上好久企画部長** 従来の昨年までのお話をしますと、事務的に事業の情報交換をしながら県知事の8月の要求はいわゆる文書によるこういった項目について予算編成をお願いしますというやり方をします。文書による要請をしていました。8月下旬までに数字を積み上げて、内閣府が財務省に要望する形になっています。それは沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興開発計画に盛り込まれた事業に予算の中身は沖縄振興特別措置法に位置づけられている高率補助制度が主として積み上げています。次年度は沖縄振興特別措置法が平成24年3月に切れます。制度の端境の中で県としてはこれまでの高率補助制度ではなくて、一括交付金を求めているが、なかなか形として見えないという難しさの中で、内閣府としても概算要求は苦勞したと思います。これまでどおりのやり方をやるとなっても、法律が3月で期限が切れるのである意味では根拠はありません。しかし、予算要求はしなくてはいけない。概算要求基準は義務経費を除いた前年度の10%減かける年額の1.5倍を加えた額をまとめるという話です。それはそれとして、継続事業を中心に組まれきたと思います。その際には内閣府の方は事務的には情報収集、交換をしてきたと思います。しかし県としては、次は沖縄振興一括交付金で3000億円を要望しているわけで、事業項目、優先順位についてはこれから金額が決まった中で決定します。そのことから、この事業は優先して予算編成をしてほしいという調整は出来ていません。

**○渡久地修委員** 私は当初、一括交付金を要求しているが過去の事例もあって、積み上げ方式で2本立てで作業を進めていたと思っていました。しかし、今県は関与していないという答弁から考えると、今までの積み上げ方式は一切やっていないわけですね。内閣府としては情報収集はしていると言っていますが、概算要求に県としては一切関与していないということでもいいのかと疑問に思います。私は2本立てで事務的に進めていたと思いましたが、その辺はどうでしょうか。

**○川上好久企画部長** 県の立場は沖縄振興一括交付金の制度を求めています。この中で県の裁量で事業の採択をし、優先順位をつけてやる。やりたい事業のメニューはたくさんあります。今、委員の言われるような概算要求の期限は9月末、財務省はシーリングで出すと。このときに県として2430億円にはめていく事業はこれですよという調整はしていないということです。ただ県として、

やりたい事業はおおむね長年沖縄振興に携わっている内閣府も認識は一致をしている中で継続事業も中心としてあるわけですから、そういった形で組んだのではないかと思います。

**○渡久地修委員** 内閣府はこれまでの沖縄県事情もよく知っているから、情報も収集しているので概算要求を出したのだろうという立場ですが、これは沖縄県でやる事業であり、概算要求に対する県の正式な見解はどのようなものですか。

**○川上好久企画部長** 9月20日に知事コメント、これは総務部のほうで整理をして県の考え方を出しています。平成24年度予算については、沖縄振興に必要な予算として3000億円を要望しております。国が用途を定めない自由度の高い沖縄振興一括予算を創設してほしいと国に要請してきた。9月20日に閣議決定された概算要求基準において、予算を重点配分する特別枠については一定の考え方が示されたと県は理解しています。9月30日に出された概算要求については、沖縄振興一括交付金に対する事項要求だけがされていて、県が求めている3000億円にはなっていません。沖縄振興に必要な予算規模と乖離があるということと、従来の補助事業を前提とした概算要求がまとめられていて、これは沖縄県が求めている国が用途を定めない自由度の高いものとは異なる内容であるということで、県としてはコメントをしています。

**○渡久地修委員** 県が求めている内容とは異なる内容であるということですね。

**○川上好久企画部長** 事業の制度が従来の補助事業の制度ではなく、沖縄振興一括交付金という県が用途を定め、裁量のきく交付金という制度でやりたいという要望と異なっています。また、もう1つは優先順位の調整はされていないと。おおむね沖縄振興に必要な予算ということで、勘案されて積み上げられていると思いますが、そういった細かい調整がされていない予算になっていると思います。

**○渡久地修委員** 概算要求で発表されて事業の中身については否定はしていないということですね。

**○川上好久企画部長** 次年度の県あるいは市町村が行う沖縄振興についての施

策事業については、沖縄振興一括交付金の制度が創設された中で、県としてのあるいは市町村として優先順位を決めていくこととなります。その際には概算要求されたものを含めて検討していくことになると思います。

**○渡久地修委員** 私は皆さんが要求している一括交付金で、次年度何をやるかを出してほしいと何度も言っています。概算要求で今回出ていますよね。皆さんが言っている一括交付金の3000億円が出来たらこれをやりますという設計図が出てきたらある程度、こういったものができるんだと思いますが、これが出てこないまま話が進行しています。国が出した概算要求については県は関与していないということになってくるので、おかしいと思います。皆さんが要求している3000億円が要求が通るか通らないかは別にしても、これができたら私たちは何をやるという設計図のようなものを早く出すことが必要だと思います。それは今出せますか。

**○川上好久企画部長** 予算については総務部所管ですので、私のほうでコメントはできかねます。少なくともこれまで我々は沖縄21世紀ビジョンをつくって、総点検もして課題も洗い出して、計画の基本的考え方も出して方向は相当打ち出しています。各部局とも次年度は何をやるかということは出来ています。その中で基本的な考え方、今回出た制度要望の中で従来の補助制度ではできないような項目の中で、次年度予算の特徴的な部分は理解できる部分もあろうかと思えます。ただ個別の予算の事業の積み上げについては総務部初め各部局との調整との中で整理がされていると思えます。これを持って国と調整しているかということまでは我々としては把握はしていません。

**○渡久地修委員** 沖縄21世紀ビジョンという10年、20年のことではなくて次年度の話です。次年度国はこれだけやると出したので、沖縄県も3000億円で何が出来るかを出してほしいということです。皆さんは3000億円が出たらこうなりますということを言っているが、概算でいいのでどこの学校をつくる、離島はこうなっていくというようなことを県民、議会にも出さないと私たちは実際に何が出来るかわかりません。

**○川上好久企画部長** これは時期、例えば予算編成過程の中でお示しすることはできると思います。

**○渡久地修委員** これはいつですか。

○川上好久企画部長 県のこれまでの予算編成の流れからすると11月の下旬には締め切りがあると思います。

○渡久地修委員 皆さんが政府が出した概算要求に対して、県は関与していない、県の考えとは違うと言っているの、それと合わせて沖縄県はこういったことをやりたいということを出して、政府に対してこれで概算要求をしてほしいというくらいに本来はやらないといけないと思います。

○川上好久企画部長 今回は制度として地方の自主性が最大限裁量のきく自由な一括交付金を求めている、それについてはそれぞれの予算編成過程において地域のニーズを見ながらやっていく。このスケジュールは通常ですと11月の下旬に概算要求が各自治体の締め切りをして1月に予算編成をします。その過程の中でお示しができます。

○渡久地修委員 皆さんは3000億円が来たらそれを配分して設計していくということですが、私が言いたいことは、これをやりたいからこれだけの予算が必要だと示すべきだということです。県としてやりたいことを出して、要求していくことが筋ではないのかということです。

○川上好久企画部長 この一括交付金については元々は民主党のマニフェストにあるものを県としてはそういった形で作ってほしいということで、ここまできています。1つは自由度の高い一括交付金制度をつくるということがあります。予算の額は外面的なものでこれまで説明して要望してきました。平成23年度には2300億円ありました。約2000億円はハード部分で300億円がソフト事業でした。しかし沖縄振興には3000億円が必要です。残りの600億円以上はどういったものかという話が当初ありました。この部分については昨年12月26日に制度要望した52項目のうち、税制金融、規制緩和、新しい法律の制定、財政措置などがあり、この中の財政措置分を取り出すと約600億円相当あるわけです。これに加えて先ほど議論がありました、那覇空港の滑走路の増設は約1900億円係ると言われています。7年間でやるにしても250億円かかります。今の2300億円の沖縄振興事業費のオーダーの中で収まるかとなると微妙な話です。そういったことも含めてトータルで財政措置としては3000億円必要だという説明をしました。この金額が大きいかどうかについては、平成10年には4600億円あった予算が今は2300億円になっています。これは平均的にみると大体

3000億円、そのくらいの政策資源の投下をしたら、これまでの社会資本整備に加えて、県民が求める次のステージの安全安心、自然や伝統文化、産業振興などそういった政策資源に回していく。それは既存の補助制度でできるかとなると、できないことが多いです。文化、環境、福祉などを一括交付金化すればそこに政策資源として充てることができるという説明をこれまでやってきました。この考え方に基づいて年末には恐らくこの制度が認められるのであれば、個別事業についてお示しができると思います。

**○渡久地修委員** 企画部長がおっしゃっていることは一般的にいいと思います。しかし今私が聞いていることは、概算要求に対比してのことで、次年度のことです。例えば今政府が出した概算要求に対しても、優先度が県と調整されていないと言っています。そうすると県としては何を優先してやるということ を明らかにしてほしい、また600億円、700億円について、一括交付金ができたら県としてはこれをやりたいということをきちんと示してほしいです。その際に例えば、これはやりたい事業があるが今の制度では出来ないの、この制度もかえなければならぬなら、それもかえてほしいですが、この辺を次年度に県が求めているものはこういった事業ですと示してもらわないとイメージが湧きません。県としては来年度3000億円の一括交付金ができたらこうなりますということを、政府が出した概算要求と対峙して出してほしいです。

**○川上好久企画部長** 今の話は制度の狭間ですが、おっしゃることもそれだから余計に優先順位について示してほしいということは十分に理解できますので、できるだけ期待にそえる形で総務部とも相談して早目に出せるようにしたいと思います。

**○渡久地修委員** 本会議でも質問しましたが、7月28日に沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会で上京して、内閣府の清水政策統括官と意見交換会をしました。そのときに復帰後これまでの振興計画で、いろいろと社会資本整備は進んできたとおっしゃっていましたので、私はその認識は一面的であると申し上げました。例えば、県民所得は全国の7割、失業率は全国の倍程度、また年収が200万円以下の低所得者世帯が全国の3.9倍いて、そのもとでの公営団地の整備率は全国の58%と極端に低い。また消防も53%程度、これは何が原因かといえれば沖縄振興計画で、県や市町村が取り組もうとしたら全国一律の方針で、公営団地にいたっては新しい団地はつくらないという方針で押さえ込まれ、消防についても行革方針で行革が網をかぶせてふえなかった。沖縄振興の精神が全国



一律の政策で押しつぶされた。これについて清水政策統括官に聞きましたら、沖縄振興審議会の資料等においても、公営団地不足のデータはありどういったことが足りている、足りていないということを詳細に分析しながら引き続き進めていきたいと思っている。沖縄県の抱える事情に応じて、必要なことについては全国の施策を越えて支援しながら振興を進めたいという答弁をいただきました。これまで沖縄振興計画では、一生懸命にやろうとするのに全国一律の方針で押しえ込まれた部分があると思います。これについて清水政策統括官にどのように担保するかと聞いたところ先ほどのような答弁をいただきました。その辺について県として、これから計画を立てますよね。例えば団地も足りないけれども、そのときに別で国の方針でやろうとするときに、これが押しえ込まれないようにするためには県が沖縄振興が優先的などと跳ね返す立場で臨むことは大事だと思いますが、その辺についての認識はどうでしょうか。

**○川上好久企画部長** まさに沖縄振興一括交付金はそのために求めている制度と理解をしています。要するに地域のニーズに合わせた施策事業を展開をする。例えば全国では公営団地は足りているが、沖縄県では不足しているのであれば、それは政策的なニーズが高いということであればそれをやります。こういったことをやるために沖縄振興一括交付金を求めています。

**○渡久地修委員** これは一括交付金だからできないの問題ではないと思います。これまでも沖縄振興計画にもありましたが、仲井眞県政になって県営住宅は1棟も新築はつくっていません。これは原因は何かというと、国が新規建設を抑制してきたからです。まだ平均値までいかないのに押しえ込まれ、沖縄県が跳ね返せなかったからです。一括交付金になったらこれは跳ね返すことができますか。私が言いたいことは、国の政策に対してきちんと沖縄県は沖縄振興の方針、目標をきちんと据えてある意味は戦ってでもやらないといけないということです。

**○川上好久企画部長** 恐らくこれは特に必要であると主張すれば、ものによっては通るものもあると思います。今の仕組みは各省庁、各部局、その中でおさめられていく中で1つの制限がかかってくるという要素があります。そういったことをなくしましょうというものが、地域戦略交付金の一つの考え方です。あれは幾つかの補助事業を・・・まず与えて、この中でやりたい事業をやったら、補助制度が適用されるということになっているわけです。そういう意味では、これまでの補助事業制度ではなかなか今言われる話は簡単には通りにくい

ことでした。その辺については制度改善をしながら、県民のニーズにこたえるような政策の展開をしていく努力が必要かと思います。

**○渡久地修委員** 私とはとにかく沖縄振興計画で、例えば団地の問題を例にすると、これだけ低所得者が多くて全国平均の半分しか公営団地が整備されていないという中で、国が新規建設をしないとしたときに、これを跳ね返せるような気構えが足りなかったのではないか。こういったものはきちんとやっていかないといけないということです。

**○川上好久企画部長** そのように努めていくべきだと思います。

**○渡久地修委員** 清水政策統括官も全国の施策を越えてとおっしゃっていますし、これはとても大きな問題だと思います。特に沖縄県は人もふやしていきたい、特別養護老人ホームもやっていこうとする中で、行革の波で消防士も53%に押さえられたり。この辺はきちんと沖縄振興の本当の目標を実現していくために、国の方針に対抗できるように取り組んでください。一括交付金になると、例えばこれまでは学校をつくる予算がありました。1つにまとまってくるわけですね。要するに県が自由に使えると。そうしますと仮に不用額が出ますと、これまでは例えば、学校をつくる予算の中で不用額が出たら、補助金の分は返していたと思いますが、不用額はどのようになりますか。繰越しはできるのですか。

**○川上好久企画部長** この部分については繰越しができるという話があります。もう1つは年度内でほかの事業に充当できるような仕組みを求めていきたいということを検討しております。融通がきく仕組みを検討しております。

**○渡久地修委員** 一括交付金なのにほかの事業に充当とはどういうことですか。一括交付金は使途が決まっているのですか。使途が決まっているからほかの事業にというのは、皆さんがいう自由度ではないと思います。

**○川上好久企画部長** 一括交付金と言いましても、これは国庫支出金です。地方交付税とは違うもので、何でも使えるものではありません。そこはおのずと今の補助金よりは自由度の高いという一括交付金という名の国庫支出金です。そういった意味では制限がかかってきます。当然ただもらったら何にでも使ったらいいという無計画というものではありません。県として考えていることは、

事業計画をきちんとつくって、こういったものに使うということで要望をして、もちろんこの中で事業の進捗に伴って、今委員のおっしゃるようなことがあった場合には、ほかの事業に充当できる仕組みをつくりたいということです。当然、場合によっては補助金適化法に基づく会計検査の話、そういったものは国庫支出金という性格の中でいろいろと出てくると思います。そういったことを想定しながら、整理をしています。

○渡久地修委員 地方交付税の算定基準ですが、基準財政需要額など、その辺は一括交付金になると全くかわりませんか。

○川上好久企画部長 今のところはこれによって、特別にかわるという想定はしていません。ただ、この中で影響が出てくるとするならば、通常の補助事業だと裏負担を起債をはめるわけです。起債の充当額に対して、交付税で措置するもの、そういう財源もあったりするわけですがその辺が出てきます。一括交付金にしたときに、この充当率がどれだけかによってこの起債がどのような使われ方をするかなどを検討すべきと思いますが、少なくとも公債費に充てる地方交付税は借金に対する補てんなので、財政運営上はそれほど実質的には影響はないと考えています。

○渡久地修委員 これは国が決めますか。

○川上好久企画部長 これからこの部分は県としても気がつくところは要望しながら制度に組み込んでいかないといけないと思います。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。  
糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 資料を見ていましたが、内閣府から出た新たな沖縄振興策の検討の基本方向というものが既に出されたわけですが、これまで皆さん、事務方、知事が直接出向いていろいろな要請等を通して、現時点で沖縄の新たな振興法をつくる上においても、この方向でいくということが示されたということですよ。

○川上好久企画部長 これについては県がこれまで要望してきた先ほどの5項目、新しい法律をつくるとか、県が主体的につくる計画に支援をしてほしいと

いうことについては大枠では受けとめてもらっているという理解です。

**○糸洲朝則委員** 例えば参考資料1, 2は県から国に求めたもので、これは何度か知事も要請したりしているもので、それを受けて内閣府が出した基本方向があります。これを読み合わせてみますと、県側と内閣府の認識が必ずしも一致していなくて、むしろ温度差があったり、行き違いがあるという思いで見えています。例えば、県の要求で冒頭で出てきているものが、一括交付金です。しかしこの方向性では5番目に出てきます。かと言って明確に、県からの要求を受けての回答ではないと。ですから内閣府の方向によると、より自由度の高い沖縄の一括交付金を創設することとし、具体的な制度設計については予算編成過程において全国ベース、全国ベースでの制度設計を踏まえ云々というように幾つかでてきます。いわゆる我々が国に求めてきたものは、沖縄県の特殊事情を踏まえて沖縄県に合った一括交付金であると思います。国が全国ベースを云々と、全国ベースの一括交付金の中の沖縄振興一括交付金だと読めます。この辺は実際はどうなのですか。そうしますと、我々が求めてきたものと違うと感じます。

**○川上好久企画部長** まさに基本的考え方の中で評価できることと、理解しがたいことがあると思っています。より自由度の高い沖縄の一括交付金を創設するという文言は評価できます。具体的な制度設計については、予算編成過程において、どこまでは評価できますが、次の全国ベースでの制度設計を踏まえという文言がどういう意味なのか見えません。これは去年の地域戦略交付金も似たようなものになっています。我々が求めている一括交付金はそういったことではありませんということは県が強く主張しております。この内閣府が説明をされた後に知事からは参考資料の1の中で、県が求めているものは、沖縄振興予算の全てを一括交付金化したものであると、そして制度設計については沖縄県と協議をしていただきたいと。これは年末にできたからこれですという話ではありません。しっかりと調整をさせていただきたいということを申し上げた中で、県の意図するところを制度に反映させようということを申し上げています。

**○糸洲朝則委員** 法律ですので事細かく書くこともないと思いますし、もちろん解釈できる法律の制定になると思うのですが、ただ午前中の委員会で言われた軍転特措法云々についても十分にお互いの意思が共通事項に載っているということは余りないので、一つ一つチェックしていると思いますが十分に吟味を

していただきたいと思います。資料2新たな沖縄振興策の検討の基本方向（内閣府原案）の3国際物流拠点産業の振興についてお聞きします。ここで国際貨物ハブ事業と連携して臨空・臨港型産業、いわゆる国際物流拠点産業の集積を図るため国際物流拠点産業集積地域（仮称）制度の創設、次には航空機燃料の軽減措置の延長などあって、こういったものを講じますと、いわゆる新たな国際物流拠点産業を促進する上での制度を講じますというようにしておいて、これに伴い現行の自由貿易地域及び特別自由貿易地域制度の廃止をするということが、こういった関係でこうなるのか。特別自由貿易地域と自由貿易地域と物流拠点は別事業ではないかと思いますが、これはつながっていますか。

**○川上好久企画部長** この部分は県としては別々の制度として要望しております。ただ内閣府との話の中では、貨物ハブを活用していわゆる製造業の製品も国外に出していくという考え方、そういう意味では今までの特別自由貿易地域を発展的に展開していくシナリオがないとこれまでの流れから見たらおかしいのではないかとということがありました。県が考えている国際物流は、製造業や農業を海外に展開していくということがありますが、いわゆるEコマースやリペアセンター、修繕したものを出していく、あるいは詰め替えて出していくストックセンターなど、そういったものはすぐに集積がしやすいし雇用もふえるので、そのようにしてほしいと要望しています。そういう意味ではこういった事業項目を求めています。それは無店舗小売業や機械修理業や貸倉庫業が追加されていて、その考え方が組み込まれています。ただエリアが特別自由貿易地域と中城湾港と那覇空港周辺地域として大ざっぱな書き方がされています。これではなかなか県が考えているEコマースや物流産業を立地する場所がないということで、ここは税制などについて評価はしていますが、地域指定の範囲を少なくとも那覇空港周辺の糸満市から宜野湾市くらいまでは地域指定をしてほしいと要望しています。貨物ハブをつなぎながら物流産業も立地させるし、製造業も発展的な展開をしていくという考え方でこれは加えられています。

**○糸洲朝則委員** いいように解釈をするならば、国際ハブ、貨物ハブという1つは今言われるように中継貿易です。ですから一躍取り扱い量もふえてきて、一定の評価を得ている。もう一つは、自由貿易地域や特別自由貿易地域と関連して考えるのであれば、臨空・臨港型産業との兼ね合いになるかと思いますが。確かに今の限られた特別自由貿易地域では、そこを貨物ハブの拠点とするには集積として物足りないと思います。ですから糸満市から宜野湾市までの地域指定、その中には当然産業指定等も出てくると思います。そうであるならば、そ

の辺の設計は内閣府あるいは皆さんにおいてはある程度出来ているということですか。

○川上好久企画部長 内閣府とは少し意見が合わなかった部分が、今の地域指定の部分が残っています。そのほかの部分は議論をする中で、税率の問題や対象業種の問題は整理をされていると理解しております。

○糸洲朝則委員 制度そのものの中で議論になってくると思いますが、その辺をきちんと据えておかなければ、出来上がったものが気がついたら見事に削除されているということも考えられますので、詰めをきちんとしていただきたいと思います。もう1点気になることが、沖縄21世紀ビジョンから皆さんが国に要求されている中間報告等の中の国際貢献国際交流がありますが、この部分は沖縄県の位置的、地理的条件や歴史的条件からすると日本を救えるものは、国際貢献、国際交流だという大きなスケールの理念に基づいた施策だと思います。これは当然皆さんからも要綱も出してきているし、項目にもありました。ところがこの方向性の中に、国際貢献、国際交流云々が出てきません。そこで資料をきちんと読み返してみますと、IVの子育て、人材育成、医療・福祉等の2番目の国際協力及び国際交流の推進等の措置を講ずると、ただこの1行だけです。ですから随分認識が違ふと感じました。また具体的に言うならば、例えば災害時における備蓄とか、あるいは救援物資の備蓄や人材育成機関ということも出ていたはずですが、これが本当なら沖縄県にふさわしいものですが、この新しい法律の中にこれがなぜ欠落しているかということを見て感じました。ぜひ取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○川上好久企画部長 それはまた計画、制度含めて取り組んでいきたいと思えます。今委員がおっしゃるような具体的な施策の内容が十分に入っていないのが多くて、離島や子育ての話も項目だけがパッと出ています。具体的にどういったことかと中身を求めていく必要があろうかと思っています。

○糸洲朝則委員 皆さんが出された52項目が見事に網羅されるようなものに持っていかなくはないと思いますので、頑張ってください。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。  
仲村未央委員。

○仲村未央委員 先ほどからの議論を踏まえて再度お尋ねします。一括交付金が事項要求にとどまっているので、なかなか全貌が見えにくいです。一括交付金が創設されたとして、次年度の事業の優先順位は今回の概算要求の個々の事業に県が引きづられる必要はないという認識ですか。つまり内閣府が要望したことは基本的には県は関与していないということなので、そこで挙がっている事業は、実際の次年度の予算を県が主体的に考えるときに余りそれに引っ張られることなく自由に検討しようという考えでしょうか。

○川上好久企画部長 県が求めているものは裁量の余地の高い沖縄振興一括交付金という制度です。その制度が出来てある一定の金額がくるならば、この中で県が持っている、各部局より想定しているさまざまな事業、優先順位を整備をしながら改めて検討していくということです。

○仲村未央委員 改めて検討する中身は、県がゼロベースで検討するということですか。内閣府がつくった概算要求は置いておいて、額が幾らになるかもわからないですし、同額になったにせよ、県がゼロベースで主体的に予算を組んでいくということですか。

○川上好久企画部長 ゼロベースかどうかというよりも、次は新しい計画の最初の年です。沖縄21世紀ビジョンで求める県民の要望を実現するという観点から、施策事業を具体的に予算事業としてこれも含めて検討するということです。もう一度、優先順位も含めて検討するということです。内閣府が出しているものがだめということではなくて、要するにあれもこれも含めていろいろな考え方があって、それに県が予算編成の中で優先順位を決めてやるということで、これは一括交付金の1つの理念としてあるので、それを踏まえてもう一度検討をするということです。

○仲村未央委員 継続事業が含まれているのでそこが重なってくることは大いにあると思います。しかし内閣府の原案で示された方向性、新たな沖縄振興計画は策定主体は県で、国が支援する方向と明確に方向性が出されているわけです。この支援する方向というものが既に示された概算要求のことをそのように受け取っているのか、例えば、県に新たな沖縄振興計画そのものができていないので、今回は制度設計がまだできていないので積み上げで要求せざるを得ないが、その場合に皆さんは優先順位としてどれを要求してほしいかというような、そのような内閣府の方からの皆さんに対するアプローチはなかったですか。

その上でこの予算を内閣府が組んだということではなく、全くそのようなやり取りもなくやった結果がこうなのですか。それは県は一切関与していないという表現につながっていますか。

**○川上好久企画部長** 県としては優先順位はまだ決めていないということです。県の予算編成過程において決めていくということです。従来であれば国庫補助事業という範疇の中で、継続事業や新規事業という調整がありました。しかし今回はこういったスキームを求めていくという論理的な製法も含めて、そうしますとおのずとそれぞれの県、市町村が求める優先度の高いものをもう一度整理をするということになるわけです。ただ、そうでありながらもこれは個別の事業については各担当者レベルでの意見交換、情報交換はされています。内閣府も沖縄振興という観点から、既存の制度の枠組みの中でこの予算は組まれてきていると理解しております。

**○仲村未央委員** 再度お聞きしますが、優先順位を決めていない中で今回の概算要求が出ているということですが、優先順位を決めるにあたって必ずしも今回の内閣府が示した予算要求の個々については、そこまで県としては引きづられる必要のない予算編成を考えていきますか。それともある程度、県が考えている優先順位と今回の内閣府の概算要求はおおむね一致していますか。全然違うという認識で、一切関与していないと言っているのですか。

**○川上好久企画部長** 企画部の範疇ではお答えできかねることです。一般論としてこの部分については予算編成をする主管部である総務部は知事三役と調整をしながら優先順位を決めることになろうかと思えます。もちろん各部局はそれぞれの判断をしながら、それは内閣府が積み上げた事業であっても特に事業部局の場合は継続が多いので、その辺のところはそれも見ながら1つの判断の材料にするのかもしれませんが。ただ、一般論としては予算編成を所管する総務部が知事三役との調整を経て、優先順位を決めていきます。

**○仲村未央委員** では企画部とは調整等はやっていなかったが、総務部を通じて内閣府と調整した上でこの概算要求が示されたという理解ですか。

**○川上好久企画部長** そうではありません。優先順位については県とは調整されていないということです。



○仲村未央委員 そうしましたら先ほどの総務部の話は何でしょうか。

○川上好久企画部長 この2400億円の中にある事業を含めて、県がこれからする予算編成の中で改めて優先順位の判断をしていくということです。

○仲村未央委員 総務部が集約をして各部の調整状況を踏まえて、実現度が高そうなものから今回内閣府への詰めの中で上がってきたものが、反映されてきたのですか。優先順位については相談されていない中で、今回内閣府が概算要求を示しているのであれば、制度はまだ決まっていないが県が言う自由度の高い一括交付金の実現した際の次年度予算の事業の優先順位は必ずしも内閣府が出した概算要求に引きづられないで、自由に検討しようという考え方ですか。

○川上好久企画部長 基本的には予算編成の中でそれを含めて検討するということになります。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。  
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 今回の概算要求について、県が求めている一括交付金という制度ではないという知事のコメントがあったと聞きましたが、いかがでしょうか。

○川上好久企画部長 今回の概算要求は事項要求はされている、しかし予算規模に乖離があるし、従来の補助事業を前提として概算要求がされているが、これも県が求めているやり方ではないので、そういう意味では用途を定めない自由度の高い一括交付金とは異なるという趣旨です。

○奥平一夫委員 ではマスコミ報道を受けてお聞きしますが、県紙の報道によりますと、一括交付金の創設と3000億円の確保のみを明記をしていて、予算の使い道を県が決めるという趣旨に従い、個別の事業費は国に伝えないという姿勢を示したとありますが、なぜ県としてきちんと個別の事業も示さなかったのでしょうか。それはある意味この記事を読んでいると、どうも戦略的にそのようにしているのかともとれますが、いかがでしょうか。

○川上好久企画部長 これはまさに制度の端境の中にあって、県が従来通りの

補助制度の枠組みで要求をするわけにはいきませんでした。それは当然県は沖縄振興一括交付金という制度、またもう1つはそれは県の予算編成の中で優先順位を決めていくという考え方。もちろん個別の事業メニューはそれぞれの部局で持っていますが、それはそれで決定されていくという状況の中で、優先順位を含めて従来の補助事業の形で内閣府と調整をしなかったということです。

○奥平一夫委員 政府との個別の事業の対応については一切やらないようにと、箝口令をしいたという非常に強い姿勢であると新聞報道にあります。その辺の強い姿勢は評価できると思いますが、どのような効果といいますか、新しい制度をつくるという意欲だと思えますが、その辺についてお聞かせください。箝口令をしいてまで県の姿勢を貫くということはどういったことでしょうか。

○川上好久企画部長 今回の話については私はよくわかりません。しかし、県の姿勢は一貫しています。自由度の高い沖縄振興一括交付金の創設をしていただきたいと。来年3月に期限が切れる沖縄振興法の、次の計画、法律の中では制度として沖縄振興一括交付金を創設してほしいと要求をしています。その中で、だからと言ってこれまで通りの概算要求、補助事業に従って予算を積み上げていいのかということも制度もなくなるので実はよくわかりません。県のスタンスは一貫しています。

○奥平一夫委員 従来の内閣府と詰めながら、積み上げ方式で予算要求していくということがありましたが、今おっしゃっているように一括交付金というこれまでにない制度を実行していききたいという沖縄県の姿勢の表れだと思います。私が一番心配していることは、一括交付金の全国ベースでの制度設計とされていることで、これからの交渉においても相当なダメージになるであろうということです。そういう意味では全国ベースでの制度設計という文言が相当な厳しい前途が予測されるように感じますが、再度その辺についての考え方をお聞かせください。

○川上好久企画部長 今回の基本方向の中には自由度の高い沖縄振興一括交付金を創設するということとは別に、全国ベースの制度設計を踏まえるという表現がありました。これは現行の地域自主戦略交付金と同様なものになるのではないかという懸念をしています。それゆえに、先ほど申し上げましたように知事が沖縄政策協議会の場で県と協議をしてほしいと発言をしました。国における制度の検討状況を見ながら予算編成過程における制度設計において県として

も適宜対応をしていきたいと思えます。

**○奥平一夫委員** 私はこれは非常に決定的だと思っていて心配しています。これまでの内閣府との交渉の中で、こういった文言は出たことはありますか。いわゆる全国ベース、あくまでも一括交付金という沖縄県独自の交付金制度を求めてさまざまな事業に対応しようという、沖縄県側の非常に意欲的な取り組みだと思っていますが、これが全国ベースをいう文言があるせいでまさに全国と同じになりかねないわけです。概算要求が出るまでの交渉はどのようにされてきましたか。

**○川上好久企画部長** この部分は先ほど御説明したような懸念もあります。一方で7月8日に民主党が政府に対して、沖縄振興一括交付金の創設に関する申し入れをしています。その中の1つに、市町村分は基本的には県の要望を踏まえつつ全国的な一括交付金の制度との整合性も視野に入れて検討するというものがあります。これは地域戦略交付金は昨年12月の段階では、県分と市町村分を含めて1兆円措置をする、平成23年度は県分の5000億円、平成24年度は市町村分の5000億円という方向はできました。そういう意味では次年度は市町村分の全国の制度を創設する。そういう中で全国的に一括交付金の制度の整合性を視野にとということも頭にあるのかと思えます。一方では昨年の地域戦略交付金のようなものもないとも言えません。しかし県としては沖縄振興策の検討の基本方向にはそのように記載がありますが、9月20日の閣議決定された平成24年度予算の概算要求組替基準の中では、沖縄振興予算については一括交付金に関する地元の要望を十分に踏まえ予算編成過程において検討するとあります。県としてこれを強く主張して要望していきたいと考えております。

**○奥平一夫委員** 国の戦略にはまっているのではないかと心配しています。うまくこの文言が入っていると思えます。そういう意味では、全国ベースという文言を削除してもらうように検討していただきたいし、削除した形で明記させるようにすることが必要だと思えます。今ちまたで一括交付金と普天間基地の問題がリンクしているのではないと言われております。議会の中でも知事が県内すべてだめではないという答弁をするなど非常にぶれてきているようで心配しています。そういう意味では普天間基地問題の解決のためにと妥協してはよくないことですので、この辺はしっかりとやっていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○川上好久企画部長 一括交付金は民主党のマニフェストにある政策でして、そのことについて普天間基地とのリンク論についてはちょっとどうかと思います。普天間基地については私の所管ではありませんがそのように理解しております。また沖縄振興については、沖縄県の持つ4つの特殊事情、地理的、自然的、社会的、歴史的な事情を緩和してこれまで続けられていました。この条件が今後も急激に変わるかと言うならば、そうではありません。その中でやはり沖縄振興の必要性は根拠はあると理解しています。

○奥平一夫委員 今回の概算要求で出ている事業の中で、県が新たな振興計画の中で求めている52項目のうちどれくらい反映されていますか。

○川上好久企画部長 制度要求の52項目のうちその後若干組み合わせをかえて、50項目の制度になっています。その中で財政措置を求めるものは28制度あります。今回の内閣府の概算要求の中で盛りこまれたものは、そのうちの11制度20事業程度です。

○奥平一夫委員 とにかくハードルも高いし厳しいという企画部長の答弁から感じるのですが、ぜひ頑張っていたきたいと思います。県議会としてもしっかりと応援していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。  
照屋守之委員。

○照屋守之委員 一括交付金ですが、内閣府は沖縄県が策定主体となり国が支援する方向で法制的に検討すると出しましたよね。これは国の仕組みをつくることに非常に抵抗していた官僚が、国の方針として示しています。ただこの中に国が支援する方向で法制的に検討するということがくせものです。国が支援する方向で法制的に検討するということについて、どのように考えていますか。

○川上好久企画部長 この意味としては、県がつくる計画になぜ国が支援するのかという、通常の県の総合計画であれば、例えば鹿児島県、長崎県の計画に国が支援することは単純にはできません。そうなりますと沖縄県が策定主体にあたりますが、これに対して国はどのようなコミットの仕方をするかということが、法制的な検討ということに表れていると理解しています。

○**照屋守之委員** 私はやはり県の策定主体については認めて支援はしますが、国のかかわりも非常に大事ですし責任もあるということだと思います。これはどこかで折り合いをつけようという思いが非常に強いと思います。国としては3000億円を納得してすぐに予算化はしないと思います。ですからどのように折り合いをつけるかということだと思います。ただここまで仲井眞知事も頑張っていますし、執念のようなものがあると思います。これは通常のお互いの感覚ではこのような要求はできませんよね。できないものをあえて政権がかかった狭間の中で、沖縄県が主体的にやっていくという計画などを出して、そのような方向性ができつつあるということが非常にすごいなと思います。ですから、これから年末に向けて最終的にどこまで調整していくのか、また国としては自分たちの権誉を残そうとしますのでそのせめぎ合いだと思います。先ほどからありますように今後の展開が非常に大きなポイントになると思いますが、その点についてもう一度説明をお願いします。

○**川上好久企画部長** ことしに入ってから特に県議会の各会派の議員の方々にも政府に対していろいろな働きかけをして、中間取りまとめの形として出てきたのだらうと思っております。まだここに書いてあるものは、県が出している要望については一定の受けとめをしているわけですが、まだ具体的なものが見えない中では道半ばということもありますので、ぜひ御支援をいただきながら、まずは年末の予算と制度の決着に向けて1つの結果が出せるように取り組んでまいりたいと思います。

○**照屋守之委員** 一括交付金は民主党政権の大きな目玉ということもありましたが、こういった形で沖縄県側から要望されるとことは考えていなかったと思います。我々は全国に先がけて地域主権も含めて、このような仕組みをやってくださいという思いは非常に強くありますが、今政府の中で地域主権や以前の自民政権がやっていたような道州制はそれぞれの個性ある地域をつくるという意味では共通していたと思います。その観点について、特に地域主権については政府はどのように動いていますか。

○**川上好久企画部長** 地域主権については、地域主権戦略会議を平成21年度に設置をしてこの中で、地方分権と言いますか、地域主権に絡むいろいろなことを進めていくという方向性が出ています。県とのかかわりで言いますと、去年の12月28日にアクションプランが閣議決定されました。これは国の出先機関の見直しです。県もそれが出たときには沖縄総合事務局は俎上に乗ってしまして、

九州や関西も同じような動きをするのであれば、県としては受けとめたいという希望を出しています。この流れが当初の予定では9月中に決定をして、どの地域にどういったものを移譲するか決定し、平成24年度には法律案を出して平成26年度には移譲という流れでした。今9月に決定をする段階ですが、それがおこなわれています。担当大臣としては、たまたま10月の時点で決定はしていないがそれは平成26年度移譲をゆるぎなくやっていくという方向は出しているという状況です。また道州制については、民主党政権での議論はされていないという印象を受けております。

**○照屋守之委員** 九州沖縄の県議会の勉強会もこれまでやってきて、道州制の関係で県議会からも4名の代表者が出ていろいろやってきましたが、結局はこの議論もなくなっています。ですからこれ以上勉強会の必要はないと思います。ただ一括交付金はそれぞれの地域主権と一体となって進めないといけないと思います。そういったことも含めてバックアップしていただきたいです。沖縄県の立場としては、基地問題とのリンク論については今の仲井眞知事の考え方からするとないと思いますが、そういったことを抜きに純粹に新しい法律をつくってほしい、新たな振興のもとに支援体制をつくってほしいということですが、県庁内では統一されていますよね。

**○川上好久企画部長** そのとおりだと理解しています。

**○照屋守之委員** きょうの吉元前副知事の沖縄タイムスの件の含めて、そういったことでないのかという形で書かれてますがとても心外です。結局は行政の方々が予算をつくり、国との交渉やこれまで振興していくことの難しさといえますか、厳しさをわかっていながら、こういったものをバーターでやるということは非常に情けない話だと思いました。いずれにしても一括交付金については、我々の感覚も含めてこれまでやってきたものが、こういった部分で大きくかわっていくという狭間の中で不安はあります。内閣府がそれぞれの省庁から一括計上分をしたものを概算要求として出していることも理解できます。それも含めてまた沖縄県がこういった形で一括交付金を要求している手前これについてあまりかかわりを持っていないということも非常に理解できます。この狭間の中でお互いがどのような形で新たな時代をつくっていくかということを知事を先頭にやっています。やはり官僚出身からするとそうならざるを得ないですよ。我々は応援しますので、頑張ってください。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 実は概算要求が出る寸前に内閣府の清水政策統括官とお会いしました。そのときに、ほかの県はもはや1000円単位で積み上げ方式でしっかりと予算が出てきているが、沖縄県だけは本当に白紙のままで一括交付金でお願いしますと主張していたとおっしゃっていました。それを聞いたときに沖縄県としては本物だと理解しました。そのときにおっしゃっていたことが、やはり沖縄県だけではなく、結局予算は国全体でつくるわけですので、各都道府県との調整の中で本当に沖縄県の一括交付金が実際にどのような形で、なぜ沖縄県は一括交付金が必要なのかという必要性がまだ説かれていなくて、沖縄県議会議員の方ですらまだ理解できていない状況です。ですから官僚の方々が必要性をほかの皆さんに説得するだけの材料が彼らにも届いていません。ですからあえて積み上げ方式をしながら準備をしていなくってはならないということが、現実の問題です。先ほど企画部長は予算編成のときにもう一度組み立てていくとおっしゃっていましたが、それは予算編成になってくると現実問題としてタイムリミットが来ます。ですから今回の概算要求の時点でしっかりとした数字が出てきているわけですから、そういう意味で実際問題、現実的に本当にその予算の中で今の沖縄県が言っていることが通るのかについて、その可能性についてどのように考えていますか。

○川上好久企画部長 内閣府は内閣府の立場として各省庁の全体的な概算要求の動きの中で御苦勞されたと思います。先ほど以来申し上げていますように、制度も狭間の中であってどのようにしたいということを県は申し上げます。それがその時点ではしっかり方向が出ていない中で、少しばかりそういった苦勞があったかと思います。ここにきて9月20日には概算要求の基準の中で予算編成過程において制度、額について検討していくという方向性が出されたわけですので、県としてはそのことを注視をしながら適宜対応していきたいと思えます。

○山内末子委員 そういった意味で理念としては国もそのことについて、一括交付金についても否定もしていないですし、これから先そういうことを勘案していくことも否定していません。ところが直近の次年度の予算についてはもはや今の段階ではないということで、現実的に考えていかなければならないというところにきています。どこまでそれを一貫して主張していくのか。先ほど来

あるどこで折り合いをつけるのかということも含めて考えていかななくてはいけない時期にきていると思いますが、その件についてどのように考えていますか。

**○川上好久企画部長** これについては政府が1つの方向といたしますか、スケジュールを示しています。予算編成過程において検討していくと。それに合わせて県としては調整をしてほしいということも申し上げていますので、その動きを見ながら対応していくことになると思います。おのずと12月中旬から末頃にかけて形が見えてくると思います。

**○山内末子委員** とても厳しく申し上げますが、先ほどから何度もありますより自由度の高い沖縄の一括交付金の創設というところで、全国ベースでの制度設計を踏まえというところは、沖縄県だけを特別扱いしませんとも聞こえます。企画部長のおっしゃるようないい方向に受け取るならば、予算編成過程において勘案していくというようにも取れます。しかし沖縄県だけ特別扱いせずに全国と一律であるならば、そこを説明するには沖縄県側からもっとアプローチすることが必要ですし、沖縄県側からの説明がより強固なものになっていかななくてはならないと思います。その理論武装が足りないと思います。我々沖縄県議会議員でさえも必要性について説明がないわけですので、ましてや政府の方、官僚の方が必要性について、ほかの省庁や都道府県に説明する材料としてもまだ整っていないと思います。ですから目の前の予算編成過程においてはその辺のところが大変緊張感があるところだと感じますが、少し楽観視しているように感じます。ではこの予算編成過程において2400億円以上のものが本当に要求が通るかについて、残りの600億円が積み上げられるのかも含めて、そうならなかったときのことが心配ですし、市町村が不安視していることはそのことだと思います。そういう意味ではさらなる戦略を組み立てなければいけないと思います。一貫して主張するだけでは策がないと思いますので、もう少し戦略を組み立てる方向性を考えていただきたいと思います。

**○川上好久企画部長** これまでも国ともやりとりをしていますし、各関係要路に要請をするなかでここまではきています。ここから制度設計をどうするかについては、先ほど申し上げましたように、沖縄政策協議会の中で知事が説明の直後に県とも調整をしてほしいと申し上げます。県としては一括交付金の制度のイメージを整理して準備していくことが必要だと思います。また市町村の不安に対しては先ほど申し上げましたように、ワーキングチームをつくって情報を共有しています。そしてどのような課題があるかについて、個別に洗い



出しする中で、既に一括交付金の制度ができたときにはうまく移行できるような体制をつくる努力をしてくれています。

**○山内末子委員** 制度設計もそうですが、先日出ました税制改正要望についても沖縄県が求めているとても大きな問題については、余りいい形では出ていません。例えば、知事への権限移譲や航空機燃料税の問題など、沖縄県にとって本当に大事な問題についてはいい結果が出ていませんので、そういったことも含めていくとマイナスの面を全部そろえると今の問題がクリア出来る材料が見えません。このクリア出来る材料をどのように組み立ていくのかということとは、一貫した主張だけではなくていろいろな作業が必要だと思います。そういったことが見えないので、もっと組み立て方の工夫が必要だと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

**○川上好久企画部長** 組み立て方や戦術も含めてこれからやり方を検討しながら進んでいきたいと思っています。ただこれまでの、今おっしゃっていましたが税制については今回決定したわけではありません。内閣府がこれについて担いだという段階です。これをどのように評価するかというと、いろいろな評価のやり方があると思いますが、少なくともこれまでの過去のものについては、例えば酒税しろ揮発油税にしろ、これも要請をしていくと。揮発油税でも言ってみれば延長です。県はこれを6分の1にしてほしいということです。税率も55%の所得控除というのはシンガポールの17%に匹敵する実効税率です。一定程度の形は見えている。税制については一定の評価ができるものもあると明確に知事コメントでもありました。ただまだ少し足りない物があるということで、知事への権限移譲やより使いやすいということにおいて物流特区のエリアを広げてほしいというものが残っています。それは引き続き要請を進めていこうと考えています。一括交付金も概算要求組替基準に位置づけされたあとはこれについての具体的な内容を調整できる仕組みをつくっていくことが次の課題だと思います。そのためにはどのような内容を求めるかということと、また市町村がどのような不安を持っているのか、それについてどのように対応をするかについては、いろいろと目配りをしながら進めていきたいと考えております。

**○山内末子委員** 税制については党のほうももう少し議論する余地がありますし、いろいろな方々と組み立て方について協議を重ねることをしながら、もちろんマイナスの面も多く感じますが支えるつもりでいますので、頑張りたいと思います。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。  
上里直司委員。

○上里直司委員 予算編成の最終版まであと2カ月を迎えていて、日数で言いますと約70日ほどありますので、企画部長を先頭に企画部全体で県が望む要望を勝ち取っていただきたいと思います。委員長に要望申し上げますが、税制改正要望のどの部分が県の中で盛りこまれていたのか否かの対比表や図などを早目につくっていただきたい。知事が実現を強く求める事項とありますが、その中でも絶対ここは次の沖縄振興に関する部分で必要な部分はしぼられてくるはずで、そういったものを早目に議会あるいは県民に対して説明をしていただきたいと要望しますが、いかがでしょうか。

○川上好久企画部長 これについては検討させていただきたいと思います。

○上里直司委員 検討ということではなくて、やりますと断言していただきたいと思います。

○川上好久企画部長 整理をさせていただきたいと思います。

○上里直司委員 先ほど軍転特措法の質疑の際にも申し上げましたが、この短い期間でどれだけ政府と詰めていくか、あるいは論点をすり合わせていくかということが見えていかないといけないと思います。やはりどういった場が必要なのかと考えました。沖縄政策協議会の沖縄振興部会の下に実務者協議のような形をつくって、その中で一括交付金や制度要望、軍転特措法の3つを集中してやる場をつくっていただく要請が必要だと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○川上好久企画部長 すでに沖縄政策協議会幹事会があります。ことしは1月に副知事が出席をして各省庁の局長クラス、審議官の方々を集めて、官房長官、副官房長官が仕切って沖縄振興についての検討の指示が出されました。それを受けて内閣府が窓口になって各省庁の関係者リストをつくって、これまで調整をしています。

○上里直司委員 実質的にあるようですが、これは一括交付金、税制改正を含

めた制度要望、軍転特措法にしぼって皆さんのほうから幹事会にこういったテーマで関係省庁の関係職員との協議を進めていきたいという形にして、ここでの議論がどういうことで議論をするのかということが政治レベルで共有しないと、事務方レベルの調整は一体どこでどう落ち着くかが見えません。ですからあるというのであれば、そこをうまく活用しながらぜひ進めていただきたいと要望いたします。先ほど翁長委員からもありましたが、県内での配分、県と市町村の配分、市町村間の配分については協議を行うとありますが、これも11月くらいにはやっていただきたいと思います。重要なことはこういった形でやるかということは、県と市町村が協議を行うということを県が提起すると、どうしても県が主導です。市町村が提起したとしても今度は市町村内での駆け引き等があります。そういう意味ではどちらが提起するということではなくて、これは有識者も入れていわゆる第三者的な機関のところで土俵を作るべきだと思います。そのようにして本当に公平な配分、現時点での公平さというよりは事業の性質や今後の沖縄振興のあり方からみて、こういった形で予算を配分していくかという議論は加速されると思います。この第三者機関という部分についてはどのように考えていますか。

○川上好久企画部長 先ほど申しあげましたように、市町村会、町村会に所属されてる実務家と県とのワーキングチームをつくっています。この中であり方についても検討しております。その中で今言われるような話があるのかについては掌握しておりません。あり方についてはもうじき案が出てくると思います。

○上里直司委員 あり方として出てくるではなくて、ワーキングチームは今県と市町村がやっているの、そういった形の発想を持って進めていただきたいと思います。それは今一括交付金の額にせよ、どの事業が来るかがわかりませんが、今後市町村と県との事業の役割分担や国の責務のあり方など、いろいろな形で仕事がふえてきます。そういう意味でぜひそれを盛り込んで議論を深めていただきたいと思います。やはりあと約70日くらいのスケジュールですので、我々にもわかるように掲示していただいて、企画部長を先頭に頑張ってくださいと思います。

○当銘勝雄委員長 質疑なしと認めます。

以上で、「新たな計画・制度の創設について」に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。  
どうぞ御退席ください。

(休憩中に、執行部退席)

○当銘勝雄委員長 再開いたします。

陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。  
これより陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○当銘勝雄委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情3件と、お手元に配付してあります付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、視察調査日程を議題といたします。

休憩いたします。

視察調査日程について事務局より説明をさせます。

(視察調査日程について事務局より説明)

○当銘勝雄委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決定することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますがこれに御意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御意義なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、委員派遣日程、場所、目的及び経費等の詳細な事項及びその手続については委員長に御一任いただきたいと思いますのですが、これに御意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御意義なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

本委員会所管事務調査事項「新たな沖縄振興計画の策定及び那覇空港の整備促進並びにこれらに関連する諸問題調査及び対策の樹立についてに係る新たな駐留軍用地跡地利用促進法（仮称）」の制度を求める意見書については10月3日の委員会で提案がありました。議題に追加することについては休憩中に協議したいと思います。

(休憩中に、「新たな駐留軍用地跡地利用促進法（仮称）」の制度を求める意見書を議題に追加するかについて協議)

○当銘勝雄委員長 再開いたします。

本委員会所管事務調査事項「新たな沖縄振興計画の策定及び那覇空港の整備促進並びにこれらに関連する諸問題調査及び対策の樹立についてに係る新たな駐留軍用地跡地利用促進法（仮称）」の制定を求める意見書について休憩中に御協議いたしましたとおりに議題に追加し、ただちに審査を行いたいと思います

がこれに御意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

御意義なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本委員会所管事務調査事項「新たな沖縄振興計画の策定及び那覇空港の整備促進並びにこれらに関連する諸問題調査及び対策の樹立についてに係る新たな駐留軍用地跡地利用促進法(仮称)」について議題といたします。

意見書の提出について「新たな沖縄駐留軍用地跡地利用推進法(仮称)」の制定を求める意見書を議員提出議案として提出するかどうかについて休憩中に御協議いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議員提出議案として提出することに協議し決定した。)

再開いたします。

意見書を提出するということで調整されましたので、お手元に配付されています文案の内容を含め提案の方法について御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、文案の内容を含め提案の方法について協議した。)

再開いたします。

議員提出議案として、「新たな「駐留軍用地跡地利用推進法」(仮称)の制定を求める意見書」の文案の調整がなされましたので、提案の方法について確認いたします。

一 提案者は、本委員会の全委員とする。本委員会に所属しない無所属の(☑田勝廣)議員にも呼びかける。

二 提案理由説明者は、委員長とする。

三 要請方法として、

(一) 直接要請する。

四 本意見書の趣旨を関係要路に要請するため、議員派遣について議長に申し入れをする。

五 本意見書の趣旨の変更を伴わない字句の修正等については委員長に一任

する。

以上のおりでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御意義なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 当 銘 勝 雄



企 画 部 長	川 上 好 久 君
企 画 調 整 跡 地 対 策 監 事	安 里 康 仁 君
参 事	古 波 蔵 健 君
企 画 調 整 課 副 参 事	川 満 誠 一 君
企 画 調 整 課 副 参 事	金 城 賢 君
企 画 調 整 課 企 画 総 監	久 田 武 彦 君
企 画 調 整 課 長	仲 本 朝 久 君
交 通 政 策 課 副 参 事	砂 川 靖 君
交 通 政 策 課 長	下 地 明 和 君